

令和3年第5回定例会

津別町議会会議録

令和3年第5回 津別町議会定例会会議録

招集通知 令和3年6月7日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和3年6月17日 午前10時00分

延会日時 令和3年6月17日 午後4時45分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 山 内 彬

議員の応招、出席状況

議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況
1	篠 原 眞稚子	○	○	6	巴 光 政	○	○
2	渡 邊 直 樹	○	○	7	佐 藤 久 哉	○	○
3	小 林 教 行	○	○	8	高 橋 剛	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	山 内 彬	○	○
5	山 田 英 孝	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	宮管 玲	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊藤 泰広	○	生涯学習課長	千葉 誠	○
総 務 課 長	近野 幸彦	○	生涯学習課長補佐	石川 波江	○
防災危機管理室長	宮脇 史行	○	農業委員会事務局長	迫田 久	○
住民企画課長	小泉 政敏	○	選挙管理委員会局長	近野 幸彦	○
住民企画課長補佐	加藤 端陽	○	選挙管理委員会次長	丸尾 達也	○
住民企画課長補佐	菅原文人	○	監査委員事務局長	松木 幸次	○
保健福祉課長	森井 研児	○	監査委員事務局次長	丸尾 達也	○
保健福祉課長補佐	仁部 真由美	○			
産業振興課長	迫田 久	○			
産業振興課長補佐	中橋 正典	○			
建 設 課 長	石川 勝己	○			
建設課長補佐	斉藤 尚幸	○			
会 計 管 理 者	藤原 勝美	○			
総務課庶務係長	坂井 隆介	○			
住民企画課財政係長	小西 美和子	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	松木 幸次	○	事 務 局	安瀬 貴子	○
総 務 係 長	土田 直美	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	8番 高橋 剛 9番 山内 彬
2			会期の決定	自 6月17日 2日間 至 6月18日
3			諸般の報告	
4			行政報告	
5			一般質問	
6	議案	34	津別町一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例の制定について	
7	〃	35	津別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
8	〃	36	津別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
9	〃	37	契約の締結について（津別町役場庁舎外解体工事）	
10	〃	38	契約の締結について（津別小学校旧校舎長寿命化改修工事（建築主体工事））	
11	〃	39	契約の締結について（津別小学校旧校舎長寿命化改修工事（機械設備工事））	
12	〃	40	契約の締結について（津別小学校旧校舎長寿命化改修工事（電気設備工事））	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	41	令和3年度津別町一般会計補正予算(第3号)について	
14	〃	42	令和3年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について	
15	〃	43	令和3年度津別町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について	
16	〃	44	令和3年度津別町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	
17	〃	45	令和3年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について	
18	報告	2	繰越明許費の繰越しについて(津別町一般会計)	
19	〃	3	繰越明許費の繰越しについて(津別町下水道事業特別会計)	
20	〃	4	株式会社津別町振興公社の経営状況について	
21	〃	5	株式会社相生振興公社の経営状況について	
22	〃	6	例月出納検査の報告について(令和2年度2月分、3月分、4月分、令和3年度4月分)	
23				
24				
25				

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

- 議長（鹿中順一君） おはようございます。  
ただいまの出席議員は全員であります。  
ただいまから、令和 3 年第 5 回津別町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。  
本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において  
8 番 高 橋 剛 君 9 番 山 内 彬 君  
の両名を指名します。

◎会期の決定

- 議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。  
本定例会の会期は、本日から 6 月 18 日までの 2 日間にしたいと思います。  
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日から 6 月 18 日までの 2 日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。  
事務局長に報告させます。

○事務局長（松木幸次君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本定例会に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりでありますが、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付している報告書のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

#### ◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） 〔登壇〕 おはようございます。

本日ここに第5回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第4回臨時会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス・ワクチン接種についてであります。5月14日から開始した一般高齢者向け接種は、6月7日から2回目の接種を開始したところです。一般高齢者向け1回目の接種状況は、6月8日で一定の集中期間を終え、施設入所の個別接種者等も合わせますと1,810人、88.2%の方々が接種を済ませています。

今後につきましては、一般高齢者向け2回目の集中接種を6月中に済ませ、7月初旬までに64歳以下の方々へ接種券を発送し、7月8日ごろからの接種開始に向け、津別病院と調整しながら準備を進めているところです。内容としましては、月曜日、火曜日を中心とした集団接種と、土曜日に津別病院での外来接種により実施する提案が

されており、詳細が決まり次第、町のホームページや広報7月号の折り込みチラシ、回覧などで周知する予定としています。

なお、この集中期間中に、未接種の高齢者の方も64歳以下の方々とともに接種が可能であることを伝える予定としています。

次に、つべつ夏まつり等の中止についてであります。5月21日、NPO法人津別観光協会から、長引く新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、昨年に引き続き今年の夏まつりも中止する旨の報告を受けたところですが、9月4日に代替事業として、船橋市や南アルプス市の特産品も含めた物販が計画され、町への協力要請がありましたので支援を行っていく考えであります。

また、クリンソウまつりにつきましては、現地での催しはありませんが、6月12日から20日までクリンソウウィークとして、花の見ごろの周知や町内飲食店との連携企画が行われています。

このほか8月第1土曜日の七夕まつり、8月15日の納涼盆踊り大会につきましても、残念ながら中止する報告を受けています。

次に、津別峠開きについてであります。道道屈斜路津別線が5月21日に開通し、5月29日、あいにくの霧雨の中ではありましたが、NPO法人津別観光協会の主催により峠開きと安全祈願祭がとり行われました。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国の緊急事態宣言を受け、出席者を少数に限定して開催されましたが、これから風光明媚な津別峠を訪れる観光客の安全と、新型コロナウイルスの収束を祈願したところです。

次に、新型コロナウイルス感染症「緊急事態宣言」に伴う公共施設の閉館等の延長についてであります。国が5月31日に期限を迎える「緊急事態宣言」を6月20日まで延長したことに伴い、5月28日、対策本部会議を開催し、役場庁舎、小中学校及び公衆浴場を除き、原則、令和3年6月20日まで引き続き閉館とする決定を行いました。町民の皆さまには大変ご不便をおかけしておりますが、人命を最優先し、可能な限りの感染予防対策を講じていますことをご理解いただきたいと思います。

次に、農作物の生育状況についてであります。6月1日現在、網走農業開発普及センター美幌支所の作況調査では、雨と低温の影響もあり、春まき小麦と牧草は例年



より1日から2日早いながらも、馬鈴薯が4日遅れ、甜菜が1日遅れ、玉ねぎが平年並みの生育状況となっています。また、大豆と小豆は断続的な降雨により、まき付けが遅れている状況となっています。今後、気温が上昇しますと各作物とも成長が進むと見込まれていますが、関係機関と連携して適切な指導を行ってまいります。

次に、本年のクマ出没状況についてであります。6月15日現在28件の目撃情報があり12頭を捕獲しています。昨年に比べますと、目撃情報で23件、捕獲頭数で11頭といずれもかなり多い状況にあります。昨年は、21世紀の森キャンプ場でのクマの目撃通報により、21世紀の森と自然運動公園一帯を閉鎖しましたが、クマの生態系に詳しい専門家からの助言を受け、先日行われました産業福祉常任委員会の現地視察のとおり、21世紀の森内に電気柵の設置などをしてクマ対策を行っているところです。

これまでのところ市街地での目撃情報はありませんが、例年よりクマの出没件数が多いことから、地域住民への注意喚起と猟友会への協力をお願いするとともに、町民と施設利用者の安全を第一に考えた対応を行ってまいります。

次に、建設工事等の発注状況についてであります。6月7日現在、一般土木工事関係については、津別町役場庁舎等外構工事(東側駐車場)他14件、2億3,716万3,000円(69.2%)。一般建築工事関係については、温水プール外壁改修工事他9件、4億8,885万1,000円(96.9%)。簡易水道・下水道工事関係については、上里地区導水管減圧水槽改良工事他3件、7,893万6,000円(19.1%)。設計等委託業務関係については、木質バイオマスセンター実施設計業務他8件、5,563万2,000円(67.8%)であり、令和3年度予算分について総額8億6,058万2,000円で64.1%の発注率となっており、今後とも適時発注に努めてまいります。

なお、今議会におきまして、条例改正、補正予算等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ行政報告といたします。

よろしく願いいたします。

○議長(鹿中順一君) ただいまの行政報告に対し質疑を許します。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 以上で、行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（鹿中順一君） 日程第5、一般質問を行います。

質問及び答弁は一問一答方式にて行います。

一般質問の進め方については、質問者は前列中央の質問者席で、答弁者は自席で行うこととします。

質問事項が複数ある場合は一つの質問事項が完結し、次の質問に移る場合は次の質問に移る旨の発言をお願いします。

次の質問に移った場合、先の質問には戻れませんのでご了承ください。

質問時間は答弁を含めて60分以内とし、反問権の行使があった場合は、反問の時間も含めて90分以内とします。

通告の順に従って順次質問を許します。

2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君）〔登壇〕議長より発言の許可をいただきましたので、先に通告しています2点についてご質問をさせていただきます。

まずは1点目です。水道事業と水道料金についてであります。水道料金の見直しについては、平成18年の津別町上下水道運営審議会答申に基づき、平成29年に見直し検討が行われています。本年度が見直し検討年であることから、次の点についてお伺いしたいと思います。

1点目です。平成29年度から令和2年度までの事業運営についてであります。前回の料金改定の見直し後、予定していた上里導水管と高台配水池の更新を行いましたが、当初の予定にない事業運営に影響の大きな事柄はあったのかお聞きいたします。

2点目です。予定していた工業用水の切り替えについてであります。平成29年12月一般質問の答弁に、工業用水から上水道への切り替えを平成33年（令和3）年に予定し、その前年（令和2年）を見直し時期としていましたが、現状についてお聞きしたいと思います。

3点目です。水道・下水道運営審議会への諮問についてであります。来年度が料金見直しの年となることから、今年度に水道・下水道運営審議会へ諮問を行うと思いますが、どのような考えであるのかお聞きしたいと思います。

4点目です。今後の水道料金についてであります。工業用水の切り替えによって、料金の設定など不確定な要素はあるとしながらも黒字化を見込み、基本水量を含めた見直しを検討すると以前されていましたが、具体的には、どのような項目で見直しの検討がされるのかお聞きしたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 渡邊君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、水道事業と水道料金についてご質問がございますのでお答え申し上げたいと思います。

はじめに、平成29年度から令和2年度までの事業運営についてですが、前回の料金改定時に予定していなかった新規事業は、上里浄水場小水力発電機設置事業があります。これにつきましては、課題であった非常用発電機更新の代替措置でありまして、長期的視点から経費の削減になると見込んでいますので、これが料金改定に影響するとは考えておりません。

水道事業経営全体については、令和2年度に損益で3,000万円ほど赤字となりますが、これは上里導水管更新工事完了による資産の除却に伴うものでありまして、最初から想定したものであります。なお、高台配水池更新工事は、令和2年度に基本設計、本年度実施設計、令和4年度と5年度で工事を行う予定であり、トータルで約5億円と見込んでいるところです。

次に、工業用水の切り替えについてですが、今月末から対象事業所と協議を開始する予定であります。現状では工業用水を供給する美都水源からの管渠の老朽化が著しく、安定した供給を続けることに不安があるため、できるだけ結論を急ぎたいところですが、対象事業所は使用する水量がかなり多いことから十分な時間を取り、話し合いを進めてまいりたいと考えているところです。

次に、水道・下水道運営審議会の諮問についてですが、審議会は、「町長の諮問に応じて、簡易水道事業・下水道事業の総合的整備計画の策定と事業の推進及び管理運営並びに関連する環境衛生等に係る主要な事項を調査審議する」組織です。大がかりな導水管の更新工事は終えましたが、今後、高台配水池更新工事のほか、老朽管渠の更

新工事を計画的に進めていくことから、将来を見据えた負担のあり方について検討していただけるよう諮問したいと考えております。

次に、今後の水道料金についてですが、現在の行政サービスの水準を維持するためには、それに見合った負担をお願いしなければなりません。担当課が現在作成中の諮問内容を十分検討した上で、水道・下水道運営審議会に諮問し、ご審議をいただきたいと考えており、7月から、まずは水道・下水道事業の現状から説明させていただき、回を重ねた上で答申をいただき、所管の委員会で協議の上、本年12月議会に条例改正案を提出したいと考えているところであります。

なお、本町の水道料金体系は、近隣の市町に比べ複雑であることから、今回を機に見直しする方向で審議会に諮問したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君）〔登壇〕 それでは再度ご質問させていただきます。まずは事業運営についてであります。現状、上里の湧水、いわゆる原水については、1日およそ5,000トンで、町内の利用については、およそ3,000トンとの認識ではあるのですが、その部分について、現状そのようであるのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） 現在のところ上里の計画の湧水量ですけれども4,290トンとなっております。日の配水量ですけれども、こちらは1日あたり2,048トンとなっております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君）〔登壇〕 今お聞きした部分について、若干、当初聞いていた話より数量的には少ないのかなという印象ではありますが、それに合わせて工業用水の切り替えを予定していますので、その部分についてもお聞きしたいというふうに思います。

旧美都水源、現在、工業用水として利用されていますが、現在、工業用水としてはどのぐらいの量が使用されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） 現在、美都水源からの供給量は日当たり 1,000 トンになっております。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） [登壇] 切り替えについて今後協議を進めていきたいという話ですが、答弁の中には具体的な目途というものが示されてはいなかったのかなと思います。これから協議を始める上で、行政サイドとしては、どのぐらいという目途をもっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） どれぐらいというのは期間の話ですか。

（何事か言う声あり）

○町長（佐藤多一君） それは先ほど1回目の答弁でもお話ししましたとおり、今月末から該当する事業所と話し合いをもっていきたいというふうに思います。ご承知のとおり、今、美都水源、それから雨がひどいときは濁りがひどいですので、即簡易水道の水に切り替えたりしているところでもありますけれども、仮に全部簡易水道のほうの水に対応するということになれば、大体、町の水道のほうの料金がおおむね倍になるわけです。そうすると会社の経営上の問題等々いろいろありますので、この辺は今月末から、本当は昨年やる予定でしたけれどもコロナの影響でなかなか打ち合わせができないので延びてきた経過もありますので、来年の料金改定に向けて今月から早速動き出したいと思っています。

ご理解を賜るといっていかないとはいえませんが、1回で終わるか2回で終わるか、同時並行的に審議会も開催されていきますので、そこにも情報をお伝えしながら、リミットは12月の定例議会での条例改正というふうに考えておりますので、そこまでについては当然その前に該当する産業福祉常任委員会もありますので、そことの議論も踏まえて考えると、流れ的には、そこまでにはきっちり方向性を出していきたいと思っています。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） [登壇] それでは、今後の料金体系についてお聞きしたい

と思います。町長の答弁の中には、近隣の市町村に比べて当町は複雑な料金体系をしているという部分でおおむねまとめられていたのかなど、その部分も今後に向けて見直しする方向でいるというふうに意味合い的にはざっくりと書かれているのかなというふうに思いますので、何点かについて、この場を私もお借りしていますのでお聞きしたいと思います。

前回から引き続き、次回の課題とされていた部分、業務用に段階的超過料金の設定がないということについて検討されるというふうに前回の課題というふうに上げられていましたが、その部分についてお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私のほうには、まだ原案といいますか担当課のほうの諮問にあたってのものが提出されておられませんので、それが出た上で内容的なものを話し合っ、私の考えもそこで当然出てくると思います。それが今出ていない状況でありますので、あえて言えば、今、原課のほうで想定していることがもしあれば、お伝えできることがあればお話をさせていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） 実は、原課のほうでもまだ作成中なものですから、細かいところまではつくってはおりません。ただ現状の料金体系区分で、例えば工業用ですとか、こちらについては使用水量で4段階に分かれたりとかする部分もありますので、ちょっとこちらのほうは超過料金の段階別設定等々で料金設定区分を減らしたいなというふうには考えております。その上で業務用についてどのような取り扱いにするかということについては、それも含めた上で議論にのせていただければと考えております。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） [登壇] その部分については、認識というか確認というかお聞きしたいと思います。

前回からの答弁で、それ以前もあったと思われませんが、業務用の料金が高い理由について生活に必要不可欠な家事用と違い、営業活動に伴うからという部分がありました。工業用についても営業活動であり多くの段階設定がありますので、次回の検討に

については、そういう部分をぜひ検討していただきたいと思います。

また、これは参考にもならないと思いますが、我が町が複雑であるということは認識した上で業務用料金という考え方についても、前回の中には管内を見渡すと業務用料金というのは家事用よりも高く設定されていますという答弁があったかと思うのですが、いわゆる業務用というふうに料金が設定されている場合、確かに家事用と比べて高く設定になるのですが、私もこの管内を調べたところによると、美幌、斜里、小清水などについては業務用料金がありますので、そういうふうに分けられているのですが、当然、大空町ですとか清里町、訓子府町、置戸町などでは業務用料金というものが存在していませんので、いわゆる家事用と業務用が1本化されている形になっております。これも前回伝えたことではありますが、大空町では、以前分けていた部分を平成27年に1本化して一つにまとめている事例もございますし、訓子府町などにお聞きしたところでは、事業所というものは古くから店舗兼住宅が多いということで、いわゆる業務用という判断ではなく家事用という判断の中で1本化しているというふうにお聞きしています。その部分について、もし新たに何か考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それぞれの市や町ではやり方があると思います。基本的には、水をそれぞれの家庭に、使われ方が家事用であれ、業務用であれいろいろありますけれども、そこに供給するに対してのコストがそれぞれ違います。津別のように、かなり山の奥から引っ張ってきている状況があります。言ってみれば、原水の所までは、距離的には北見市まで管を引くようなことでもありますし、そういう置かれている状況がさまざま違います。そのコストに対して公共料金としてご負担をいただくということにもなりますので、その観点がまず第1かなというふうに思います。その上で、どこまでどうできるかということになってきますので、それぞれの例えば個人や営業されている方にとっては安ければ安いに越したことはないというふうに思いますけれども、給水人口が減り、そして、これからのコスト、大きな事業もまた待ち受けているという中で、財政の水道のシミュレーションを行いながら、どこまで負担をしていただくかということも含めて、その負担をする上で税金を決めたりとか、国民健康保

険税を決めたりとか、そういうものと同じように総額として必要なお金に対してこれぐらいの負担をお願いしたいということで進めていかざるを得ないと思っておりますので、まずはそういった経営のシミュレーション等も見ながら分類について検討していきたいと考えております。ただ、その中で定住自立圏を昨年から組んでいますので、そういったところが一つの参考数値にはなってくるだろうなと思っておりますので、かかるコストの部分はさておいても、そういう住んでいる圏域の中での生活のしやすさとかそういったことも頭に入れながら諮問をさせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） [登壇] 私もこの部分について自分なりにいろいろ考えたりしているものですから、町長が言われているような部分についても十分理解した上で、ただあくまでもそういう認識というか考え方というか、そういうものがベースにあって、はじめて対比するときにはいろんなことを考えていけるのかなと思います。今、町長が言ったことが私の最後のまとめみたいな話になるのですが、企業会計として継続している水道事業ですから、このままの現状で見直しが難しいというのは私も十分理解しているところであります。全体の水量から利用されている割合、そして今後、余剰となっていた部分の水の利用により美都水源の部分差し引いたとしても、水道事業収入の部分については1割ないし2割というものが膨らむのかなと私は考えておりますので、その時にぜひ町民目線に立った水道料金の体系を、今、町長とお話しさせていただきましたので十分そういう気持ちは私も理解しましたので、ぜひそういうところを検討していただきたいと申し上げまして、1点目の質問を終わりたいと思いますが、町長から何かあればいただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ご指摘の点も含めまして、まず審議会ですっきりと議論をするということが最初に行われるべきところでもありますので、その審議を受けて答申をされます。その答申をもとに町として決定するにあたって、その答申どおりでいくか、あるいは少し訂正を加えたほうがいいのかということは、次の段階として所管の委員会でお諮りするという形になりますので、まずは資料等もしっかり整えて、7月



に入ってからになると思いますけれども審議会の中でしっかり協議をさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君）〔登壇〕 それでは次の質問に移りたいと思います。

2点目の質問です。まちづくり会社についてであります。

地方創生推進交付金事業で、地域経済の循環、町外からの外貨獲得、民間主体の稼ぐまちづくり実施を目的として「北海道つべつまちづくり株式会社」が設立されました。本事業の財源となっている地方創生推進交付金の理念・規定においては「自立性」が前提となっていました。

そこで、次の点についてお伺いしたいと思います。

1点目です。これまでの評価についてお伺いしたいと思います。地方創生の事業として3年が経過しまして、今年度から事実上の自立運営というものが始まった形になりますが、町としては、まちづくり会社の現在をどのように評価しているのかお聞きしたいと思います。

2点目です。まちづくり会社からの要望についてであります。まちづくり会社からは、これまでに取締役の増員や、先の常任委員会で地域おこし協力隊の要請があったとの報告を受けましたが、現在、町にどのような要望があるのかお聞きしたいと思います。

3点目です。今後の対応についてであります。先の常任委員会で、人的支援を検討するという報告を受けたところでありますが、現在、町としてはどのような対応を検討しているのか、その事柄についてお聞きしたいと思います。

以上3点よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、二つ目のご質問のまちづくり会社についてお答えを申し上げます。

はじめに、これまでの評価についてであります。まちづくり会社は地方創生事業として、1年目は会社設立の準備期間であり、会社ができて2年余り経過したことになります。主に町からの委託事業とその発展的展開で運営基盤を確立し、自立運営へ

とつなげようとした状況は当初の目論見どおりであり、十分に評価できるものと言えます。特に「ふるさと納税」の拡大ばかりではなく、「移住・定住施策」での空き家バンクでの取り組みは、停滞していた町の取り組みを飛躍的に向上させたところとらえているところです。

一方、新たな「特産品開発」では、クマヤキサブレの開発・販売のみではありますが、まだ2年ということで、これからという状況と言えます。また、チーズを主体とした乳製品の開発については、まだ開発に向かっていないのは事実であります。

さらに「飲食部門」では、最初の大きなイベントであった「フードホール」は完全な失敗と言え、その残務整理が大きく会社の運営に影響し、統括マネージャーの退任等、現在の状況に大きな影を落としております。さらに同じ「飲食部門」である「レストハウス」については、コロナの影響に加え、社員の思いもよらない不幸な事故も重なり、同じ場所での乳製品の開発とともに、人材も含めた再開に向けての目途が立たない状況にあります。

総じて、このようなコロナ禍の中で一定の評価はできるものの、最初の大きな失敗に続く不幸な出来事により、さらに人員確保問題等も抱え、今後の継続的運営は大変厳しい状況にあると考えているところです。

次に、まちづくり会社からの要望についてですが、まず、地域おこし協力隊の要請につきましては、協力隊員としてふるさと納税業務に従事し、卒業後、まちづくり会社にそのまま勤めていた山田さんが良縁があって退職することから、その代わりとしての要請があったところです。

また、特産品開発の乳製品製造については、他の地域の状況もかんがみ、すぐの製品づくりは難しく、研修期間等を含めた人的支援として地域おこし協力隊の要請がありました。財政的援助も含めた人的支援ではありますが、今後の移住対策事業や地域おこし協力隊へのマネジメント事業につながることになることもあり、町として募集準備に入る旨の返答をしており、5月の常任委員会でも報告させていただいたところです。

さらに、取締役の増員についても打診があったのは事実ですが、まちづくり会社の人員や経営体制が固まっていない状況から、すぐに返答できるものではないことから、

常任委員会にも報告しておりませんことをご了承願います。

次に、今後の対応についてですが、先の常任委員会でお話ししました人的支援については、現在の統括マネージャーの退任予定が明らかになったことから、事業継承のために必要と考えての報告であり、また、「まちなか再生事業」の一部の事業主体の受け皿となった場合においても、人的支援の可能性について発言させていただいたところでは、事業主体については、現在、商工会にも打診していますので、それらがはっきりした段階で、どのような支援を行うかを決定したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） [登壇] 今ご答弁いただいたところであります。評価の部分についてであります。多岐にわたっている事業でございますので、いろんな評価の形があるとは思いますが、ご存知のとおり前任の統括マネージャー本人が、思うような結果を出せずという辞任の理由から考えましても、町として評価は厳しめに見ていかなければいけないのではないかなというふうに思っているのは私の考えであります。その部分も含めまして、委託業務についてお聞きしたいと思っております。ふるさと納税についてであります。答弁の中では、ふるさと納税について事業拡大というようなキーワードがありますが、年度ごとに町の新年度予算などでは、ふるさと納税の税収を反映させているというふうに思います。前年対比で比べると、今いわゆる拡大しているという評価もあると思っておりますが、会社への実績評価という部分で考えれば、見込み額、いわゆる目標という部分に対しての到達度というものもあろうかと思っております。3年を振り返り、その部分についての考えがあればお聞きしたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 必ずしも目標は1億円としていましたから、それでいけば8,600万円ぐらいで目標に昨年度でいけば達しておりませんが、頑張ったのではないかなというふうには思っています。今コロナの関係で巣ごもり需要が増えて、そのこともかなり影響しているのかなと思っておりますけれども、またPRするところも拡大しながら進めておりますので、これはこれでまた期待をしていきたいというふうに思いま

す。

また意外に出てこないのが空き家バンクだとか移住・定住の関係のお話ですけど、これは本当に津別町にとって飛躍的に発展しているなというふうに考えております。議員も株主であると思いますので、既に議案書が配られておりますのでお目通しいただいているかと思えますけれども、昨年の空き家バンク等々に対して 570 件の問い合わせがあるという状況になっています。もちろんそれは全てが契約に結び付いたわけではありませんけれども、成約件数は 15 件ということでもありますけれども、町内の方が町内同士で購入をしたりだとか、あるいは外から来ていただいたりとか、さまざまなケースがありますけれども、このようなことは今までかつてなかったことでもありますので、かなり奮闘していただいているというのは実態として誇れるのかなというふうに思います。物件がだんだん使用できるようなものが少なくなっているというお話も聞いているところでありますけれども、そこはまた委託先で工夫をしながら対応していただければというふうに思っているところです。そのようないい面もたくさんあるのですけれども、やはり「フードホール」の大きなショックがまだ尾を引いておりますので、そこをしっかりと後整理をするというか、それに今のマネージャーが一生懸命動いておりますので、そこをもう少し注目していきたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 2 番、渡邊直樹君。

○2 番（渡邊直樹君） [登壇] 今、話がありました移住・起業についてであります。私がなぜふるさと納税の話の先に切り出したかと言いますと、いわゆる数字が見やすいからであります。目標というものを持って、それに向けて到達を目指してやっていくという部分の評価がしやすいと。そういう部分で、私はいわゆるふるさと納税という部分については、実績という評価をある一つのベクトルに持っておかなければいけないのかなというふうに思います。それに反して、今、町長がおっしゃいました移住・起業という部分は、いわゆるそれは多いに越したことはありませんが、何件契約したからとか、どれだけ物件が動いたからというよりは、いわゆる業務委託については町側がどう見ているかというよりも、どう見られているかという評価があるのではないのかなというふうに思います。特に、今言いました見込みという部分について、明確でない事業は、なおさら前年対比や参加数などという実績については事実上の業

務時間や業務活動と比例しない部分が多くございます。その部分で、当初、町長とこういうお話をさせていただいた時は、町からの委託については専任のスタッフという部分がキーワードであったというふうに思います。今、まちづくり会社は、現状、人員不足しているようにお見受けするのですが、この移住・企業・定住については専任のスタッフというものをもって仕事を配置しているのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 専任のスタッフと申しますか、協力するところは地方創生係がありますので、国からもらう補助金だとかそういったものにつきましても支援する体制は地方創生係でかなりのことで担っているところです。中心的には、まちづくり会社で行うものでありますけれども、そこでは不十分な人の確保等々がありますので、それは半分以上町が出資をしている支援をしている会社でもありますので、実態としてその会社そのものの中には送り込んでおりませんが、支援する体制はしっかり整えているという状況にあると思います。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） [登壇] 実績という部分については、当然いろんな事象によって増減するものですから、ぜひ町としては業務委託というものをやっぱり事業所、事業に振り分けるにあたって、やはり明確化というか数字がよかったからよかったねということではなくて、悪かった場合についても、やはりそういう方が一生懸命頑張ったという姿が見えるように、全員とかいわゆる総がかりでという、すごく頑張っているように見えますけど、具体的にどのように頑張ったということが見えにくいので、やはり町から委託という部分については、そういう部分を大事にしていきたいというふうに思います。

それでは、まちづくり会社からの要望についてお聞きしたいと思います。答弁にもありました確認にもなりますが、取締役の増員の要望を町は受けたというふうに報告を受けましたが、その目的についてはお聞きしているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 目的と申しますのは、それはやはり活性化していくために人手が足りないということでもありますので、それに対応をしていこうというものです。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） [登壇] わかりやすいというか、ざっくりした部分についてでありましたのでわかりました。この部分についても、今答弁にありましたように早急にという話ではないのかなと、会社自体の状況もありますので、その部分について今後確認させていただきたいというふうに思います。

それでは、今後の対応についてまとめてお聞きしたいと思います。協力隊の要請について、今、答弁によりますと前向きにというか、これから進めるという話がありました。所管の委員会でもそういう報告がありましたが、協力隊の募集について、以前の協議の中では、協力隊の採用には単なる人手不足解消ではなく、公益性、地域課題の解決などという条件があったかと思います。いわゆる協力隊をどこに配置するのか、協力隊を募集するにあたり、どういう条件を満たしているのかという話でございますが、その部分について、今回検討されている部分について、該当する部分についてお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） まさしく、まちづくり会社は地域課題を解消しようとして立ち上がったものであります。そこに先ほど申し上げましたとおり十分な人材がなかなか定着していかないという状況にありますので、かといって、そのままにしておくわけにもいきませんので、まちづくり会社の要請に基づいて事務のできる方、それと1回目の答弁でもお話ししましたとおり乳製品の開発というのがありますので、これはすぐできるものではありませんので、研修期間を経て実際にやっている方に弟子入りし、教えてもらいながら進めていかななくてはなりませんので、そういうものに携わる人ということで2名の協力隊員の募集を早ければ今週、明日になりますけれども、今、募集要項が出来上がろうとしているところですので、遅くとも来週には出せる状況になるかなと思います。ちなみに今、まちづくり会社だけではなくて、今、見ていただくわかりますように、今回、活汲の農業者の方からも事業承継をしていくのに農業の担い手ということで地域おこし協力隊をお願いしたいということで、ここもお米をつくっておりますけれども、ふるさと納税でも大変な人気の米でありますので、そういう意思もありますので今募集をかけているところでもあります。そういったことで、

まちづくり会社、それから農業の方についても今公募をかけている、あるいは、これから間もなくかけようとしている状況になっております。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） [登壇] これも先のいろんな話の中に私がしてきた部分なのですが、協力隊の採用について、いわゆる解釈の違いによって、いろんなとらえ方があると思うんです。単純に労働力という部分については不足しているということでは採用できないという答えがおおむねなのかなと思いますが、いわゆるどんな企業であっても、どんな商売であっても、それはまちづくりの津別町の中の歯車の一つであります。ぜひ、今までしてきたことについては、今から戻ってやり直すことはできませんけれども、やはりそういう部分の解釈について、解決できる問題は、ぜひそういう部分については広くとらえていただきたいというふうに思います。

それでは人的支援の部分についてお聞きしたいと思います。まちづくり会社の現状を見た中で、答弁にもありました、これから人的支援というものを検討していると、進めていくという話がありました。人的支援について、どのような人材をどのような業務に配置する考えなのかお聞きしたいと思います。統括マネージャーが今後退任するというのもありましたので、今、答弁の中を私も先ほどいただいて、今、町長からお話を聞いたばかりなので深く理解することはできませんが、統括マネージャー退任という問題があった後からの人的支援という部分の文言が出ておりますので、その部分も加味するのかどうかも含めて、どのような人的支援を考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 答弁でもお話ししたと思いますけれども、まちなか再生事業の一部事業主とも想定をしていたところでありますし、それはまちづくり会社だけではなくて商工会も含めての話し合いを進めてきているところです。いずれかに事業主体になっていただきたいなというふうに思っているところですが、そういった動き等によって支援の仕方が変わってまいります。非常勤の例えば取締役、そういう形で増員してもっていくのか、あるいは常勤の形でもっていくのか、常勤となると民間企業ですので法律も変わっているようです。以前ですと、議員も近くにありますの

で毎日見ていると思いますけれども、こども園を設置した時に町のほうから事務局長ということで管理職相当の職員として3年間支援を出しています。お金の部分についても支援をしてきたところでありまして、そういったいわゆる法人だとか、そういったところもそこに限らず、これまでもいろんな形で人的支援をしてきたところでありまして、それを聞きますと民間会社に今後行くにあたっては、いったん退職しないとならないのです。退職して行くということは、また向こうを退職して戻ってこられるのですけれども、退職して行くことによって給料はこちらから払うのではなくて、まちづくり会社がその人の給料を支払うということになりますので、そういった財政状況の問題だとかそれらもありますので、簡単にそういう形にはなかなかないだろうと、であれば、どういう形が1番望ましいのかということで今月の23日に定期の株主総会が開催されますけれども、そういったところの方向性、総会議案で見ている状況では承知しておりますけれども、また、そこで皆さんとのやり取りがあると思いますので、そういう中で見えてきたものを頭に入れながら形態としてどういう人的支援を組んでいったらいいのか検討していきたいと考えているところです。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） [登壇] 重たい話がありました。私も町長の今の話がなければ法的な部分は大丈夫ですかというふうにお聞きしようと思っていたところですが、1点、今の話の中にどのような業務という部分の答えがなかったかなど、私、先ほど言いましたように、今、町長の答弁の中には、まちづくり会社のマネージャーが退任するという話の中から人的支援という部分の解釈にも結びついておりますので、今やり方もまだ検討の段階ですから、はっきりしたものはないのかもしれませんが、今、考えられる中でいう業務というものは、いわゆる事務的な業務ということなのか、それとも統括マネージャー的な役割も含めたということも加味するのか、一般の企業であれば僕はこれしかできませんという勤め方はありませんので、いわゆるその会社の中に入った以上は、いろんな責任を負うわけでございます。マネージャーも今退任の話が出ていましたからお話しできると思うのですが、私も直接話はしていませんが、聞いた話では、やはり重たいものが随分のしかかったと、やはり今までやってきた業務も引き継ぎながら、そして今までやってきたことが止まっている部分につ



いてはどうするんだと、何とか答えを出してくれと、自分がスタートをさせるのではなくて、もうかなり重たい荷物を最初から背負わせる形になりますので、ぜひ行政的な人的支援というものも検討の中に、ぜひその部分を十分ご理解と言うとちょっとおかしな話ですが、十分加味していただきたいと思います。

今、町長の答弁の中にこども園という部分がありましたが、観光協会もしかりですが、私の認識では公益性の非常に強い機関だと思います。そういう部分も協力とやはり民間企業という扱いの企業と町の関わりは両者とも強くあるにしても、その部分についてはぜひ十分にご検討をよろしくお願いします。その部分について今いわゆる人的支援という部分についての扱い、どのような業務というものが考えられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 受ける内容によって、これからまちなか再生を含めて広がっていくのかいかないのかということで、誰がそこに、いろいろなセクション、業務があります。以前から言われていたのは、取締役は1人だけではなく複数います、この取締役はこの部門を担当する、この取締役は、この部分を責任を持って担当するというのをやるべきではないかという議論も出ていたかというふうに認識しておりますけれども、そういった中で、まちづくり会社の方向性をしっかり聞いた上で、その上でその業務に最適な人間、やはりうちでいけば彼かなとか彼女かなとか、そういうようなことで決めていくことになるというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） [登壇] 決まっていないことをこれ以上ここで言う部分ではないので、その部分については終わらせたいと思いますが、先ほど町長も企業に行かせる場合に退職などという重い話もありますので、もちろん相手方の受け方もありますので、ぜひそういう部分慎重に考えていただきたいというふうに思います。私が今回この質問にあたり1番大切にというか1番目的をもって考えたのは自律性であります。協力隊の募集、役場職員の今後の配置も含めた検討などもありました。さらに答弁にもありましたように、今後、統括マネージャー、現在の統括マネージャーの辞任から、その後新たなマネージャーの選考が難航することも予想されます。まちづく

り会社の自立性という部分の考えについて町長にお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 自立性というか、それは一生懸命まちづくり会社のほうで考えているところで、自立したいと思わない会社はないというふうに思いますので、それは一生懸命やっていると思いますけれども、なかなか実態が伴っていかないということで苦しんでいるというふうに見ているところです。大事なのは、まちづくり会社をなぜ設立したかという、こういう人口減少していく中で、さまざまな特産品であり、あるいは移住者であり、いろんなイベントや催し物も含めて、それから定着してくれる人たちをその会社を通して少し活動して行って獲得していこうというようなことも想定してやってきたわけでありましてけれども、これを進めるにあたっては、どうしても町民の支援というか温かい眼差し、それがなければなかなかそれを対応しようとする人も冷たい視線ばかりが投げかけられるとやる気がやはりなくなってくると思います。何でここで俺はこういうことをしなくちゃいけないんだということにならないように、お金の支援というのは比較的簡単なのですけれども、やはり何か今までも皆さんご承知のとおり幸町通り一つを見ても四つほど今まで空き家だった所が新しく動いています、そういう所に皆さんが通ってあげるとするか、そして通って応援してあげる、それが1番運営している方にとっては何よりも心強いことになるのだらうと思います。そういうことは町民にも訴えながら、そして思っている人は積極的にそういうところに間もなく来月にはまた一つオープンすることになっておりますので、そういうところにも支援をしていただければと思うところです。そのような中から形が少しずつつくられていくのかなというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） 〔登壇〕 自立性という部分で私も協力は惜しまないという部分は当然皆がもつべきものではないかなというふうに思います。ただ言い方によっては、背中を押すとか、おんぶに抱っこみたいな話もありますので、ぜひ自立性というものを重く受け止めて、私もこれ以前、町長にお話ししたことがあると思うのですが、やはり会社というものは設立して5年でいわゆる5%ぐらいしか残らないというデータもあります。その部分について、当然町にとって必要なものという解釈は

あるかもしれませんが、やはり会社自体が進むも引くも、やめるも、それは自立性という中でやっぱり主体的に考えるべき問題ではないかなと思います。考え方について町長にもう1点お聞きしたい部分がございます。委託事業と人的支援の観点でございます。今までまちづくり会社にふるさと納税ですとか、移住・起業・空き家などの委託事業という部分の話を進めていますが、私が考える委託事業とは、本来、その業務を請け負える能力をもつ前提であるのかなというふうに思います。その中で、今後、人的支援を行い、さらに委託業務を引き続き行うという形が、私、例えばうまくないのでわかりませんが、ガソリン税などをとってみてもガソリン税とその後に消費税がかかるみたいな二重取りみたいな話もありますので、委託業務というものも、町からの期前としてのお金の流れになりますので、委託業務を受けながら人的支援も行うという部分の観点についてお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 実は、地方創生が平成27年に始まったわけですがけれども、その前の年にご承知のとおり筑波大学のお願いをして大学生、研究室に来てもらって町を再生していく上でどのような観点に立ったらいいだろうかということで1年間来ていただきました。旅費がほとんどの状況になりますので、それを津別出身の有岡さんをお願いして、ふるさと財団から当時500万円ほど支援をいただいて、そして1年間研究活動をやったわけです。そこに最終的に今度は財団のほうからさまざまな方たちが7、8人だったと思いますけれども来まして、その研究成果の評価をしていったわけです。その中で今でも耳に残っているのですけれども、東京のJTBの女性の方だったと思いましたが、何日か滞在して、「この町は、民間の匂いのしない町ですね」とそういうお話を受けました。そういう印象が非常に強い町だというふうに思っていたと。その後、ご承知のとおり山上さんだとか、いろんな活躍を世界的にされている方が登場してきてたりして、それは当時とは言えない状況になっているかと思えますけれども、何でも公の部分が請け負っていくということは、そのところの人をどんどん採用していかななくてはなりませんので、やはり民間でもう少しそういうセンスを持った方に来ていただいて、頑張っただけじゃないかということで、そういう会社もつくったりもしているところですがけれども、実態としてなかなかそう簡単に物事が

進むわけではありませんので、できる範囲の中で相当数委託をしている部分については、こなしている部分もたくさんあるのです。先ほどふるさと納税のお話も出ていましたけれども、大雑把に言えば 2,000 件が 4,000 件に増えたということはクレーム数も 2 倍になっていると思います。相当なクレームもいろいろ入ってくる状況にもあります。そういったものにも 4,000 件の一々の対応も含めて、その会社がやっているということになります。やめれば町にまた戻って来ますから、職員の誰かが何人かで対応しなくてはならないという状況にありますけれども、そういう 1 例でもそういうのはありますので、やっぱり頑張っている部分を少し広げていかせて、そしてさらに町のほうとしても支援をして、そして何よりも町民の方の温かい目線といいますか、それが加わることによって一回り、二回りということによって経営も自立性をもって安定していくのではないかなというふうに認識していますので、そのような形にもっていきたいなと考えております。

○議長（鹿中順一君） 2 番、渡邊直樹君。

○2 番（渡邊直樹君） [登壇] 私が言いたい部分については、行政からの委託という部分の公益性の部分もあります。今、委託業務の話で、やっぱり受ける側がそれを行える、耐えられるという部分がまず最低限の条件であろうというふうに思います。随意契約という話もありますが、特別そのところだけが仕事の業務ができるということとはわかりませんので、公共的な部分については、そういう見られ方というものを意識していただきたいと。まちなか再生についても、町長から今話がありましたのでお話ししますが、町側が立てた計画をまちづくり会社がこなしていくという形ではなくて、事業主体ですから、ぜひ、やっぱりまちづくり会社が、自分たちが考えてやれるんだということを町が支援するという形であれば協議になると思うのですが、その部分についても今後の課題ではありますが、町がよかれと思ってしている形が見えるのですが、でもやっぱりまちづくり会社の中を見ると、右往左往しているというか、町長が言ったように、ふるさと納税とか移住・定住ですとか形が見えてきているものを、それに特化して、まずはやっぱりそこを一生懸命頑張ってもらおうということからしか始まらないのかなと、人的にも経営的にもそんなにゆとりのある会社ではないと思いますので、ぜひその部分、親の目線に立ってというか、そういう部分で考えていただ

きたいという部分になります。時間にもなりますので、これが最後になると思います  
が、私が今回、自立という部分の観点から見た現状は、まちづくり会社の部分につい  
ては、大げさかもしれませんが、岐路に立たされているのではないかなという  
ふうに思います。人を育てるといふ部分も会社の持つべき目的であり、今見た現状は、  
当初のスタートの形から見ると様変わりしているように見えます。どうしてこうなっ  
たのかということと、今後どうしていくべきかということは、慎重に考えなければい  
けないのではないかと、それは会社の責任として。3年が過ぎて、町に対していろんな  
困り事を要望するのは会社として当然なのかもしれませんが、真に自立というふう  
に見えにくくなります。会社を続けることということだけが目的ではありませんので、  
以前、町長がおっしゃいました地方創生の理念、規定において、自立性が前提である、  
私、今回これを使っているのですが、これは町長が前回おっしゃっていたことであ  
りまして、地方創生の理念、その部分は自立性ということが前提であるということ  
を照らし合わせて、この分岐点の認識をもっていただきたいと、行政においては思  
いますので、最後、町長から一言あればいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 分岐点という言葉で言えばそのような状況にもあるのかな  
というふうに思います。いずれにいたしましても、まちづくり会社をつくった趣旨  
というのは、この町を活性化していくということですので、しかしそれは大きなエ  
ネルギーを必要としているということも、この間よくわかりました。そのエネ  
ルギーを支えていく周囲の環境というのかなり必要だなということは十分、この  
間わかってまいりましたので、それらをしっかりと意識をしながら、ぜひとも  
頑張りたいと思います。そのために必要な支援は、町としても行ってまい  
るという考えであります。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午前 11 時 10 分

再開 午前 11 時 25 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

次に、7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君）　〔登壇〕　議長のお許しをいただきましたので、さきの通告どおり一般質問を行います。

最初に、農業基盤整備事業についてお尋ねいたします。

平成22年ころより、津別町の農業基盤整備のため国に対して町と農業関係者が行ってきた要請活動が実り、平成27年より「国営農地再編整備事業」がスタートして本年度で7年目を迎えます。本計画での現時点での工事完了面積をお尋ねしたいと思います。また、進捗状況は当初計画に比しどうなっているのかお聞きしたいと思います。

2点目であります。実際の工事に入る際には、工事業者と農業者の間で調整しなければいけない問題が発生していると思いますが、町はどのような形で関わって対応しているのか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、全体工事費が当初に比べ12.3%増と当初予算を大きく上回っていますが、なぜなのかお聞きしたいと思います。

4点目、本計画では農地造成や区画整理事業として暗渠排水、客土、換地、土地の均平化などを行い生産効率の向上や大雨等の災害に強い農業用地の形成が見込まれると考えています。工事完了後の農業者の声を聞き及んでいれば、お聞かせ願いたいと思います。

5点目、本年度より、国営農地再編整備事業に該当しなかった農業者を対象に道営土地改良事業がスタートしていますが、本事業の概要についてお聞きしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君）　佐藤君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君）　それでは、農業基盤整備事業についてお答えを申し上げます。

はじめに、国営農地再編整備事業の完了面積と当初計画に対する進捗状況についてでありますけれども、平成27年度より工事に着手し、令和2年度末現在で、計画受益面積2,432.7ヘクタールに対しまして、工事実施済み面積は1,615.3ヘクタールであ

り、66.4%が完了したところであります。

次に、工事関係者と農業者間の調整に対する町の関わりについてですが、平成26年度に事業推進のため産業振興課内に国営農地再編整備事業推進担当者を配置し、また平成31年度からは、道営事業を含む農業基盤整備事業を対象とした「土地改良推進室」を農業団体を含めて設置し、事業受益者と事業実施者との調整を行っているところです。今後とも事業が順調に推進されるよう、工事の発注元である網走開発建設部北見農業事務所とも綿密な連携を取りながら進めてまいりたいと思います。

次に、全体工事費の増高理由についてですが、平成27年度時点の事業費は130億円でしたが、令和2年度では、人件費等工事単価の増により146億円となり、さらに令和3年度においては148億7,000万円となり、当初計画比14.4%の増となりました。完了年である令和6年度までには、さらなる事業費単価の増と事業要望の精査によりまして、最大で159億3,000万円、当初計画比22.5%の増となる見込みとの報告を北見農業事務所より受けておりまして、今後、事業主体と事業費削減の協議を行うこととなります。

次に、工事を完了した箇所の農業者の声についてですが、一部の農業者から表土の移動により地力の低下が見られ、堆肥等の投入による改善が必要との声も聞いているところですが、圃場の大区画化や暗渠整備による圃場の改善により作業効率が向上するとともに、客土や徐礫により土壌が改良され生産性が向上したとの声を多く聞いています。また、こうした大区画や傾斜改良によりまして大型機械の導入や自動操舵などのスマート農業の取り組みも拡大し、担い手対策や生産コストの低減が図られているところです。

次に、国営農地再編整備事業の実施地区にならなかった農業者に対して行う道営土地改良事業の概要についてですが、令和3年度から令和7年度を事業実施期間として行うもので、受益戸数11戸、受益面積220.2ヘクタール、事業費98億円となっています。主な工種は区画整理であり、この工種内で暗渠整備、勾配修正、客土等を実施することとしておりまして、令和3年度は調査測量を行い、令和4年度より工事に着手する予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君）　〔登壇〕　ただいまお答えいただきまして、事業の完了ぐあいでありませけれども、現在、約 1,600 ヘクタール、66.4%ということで、当初の計画よりも少し進捗状況が早いのかなというふうに思っております。今年度、予定されている 360 ヘクタールが加われば、ほぼ 80%が完了するというので、工事の進捗状況が順調だということは確認いたしました。この工事をする際に、今ご答弁いただいた説明の流れからしても、農業者、農業受益者、そして役場、それから網走開発建設部、それから、いわゆるゼネコン等の工事業者という流れで工事につながっていると思うのですけれども、農家の方は直接話をするのは、いわゆる土地改良推進室の方々と話をして事業を進めていくことが多いと思うのですけれども、私も少し聞き取りをいたしましたところ、当初、事業計画を組んだとおりにはいかないところもあると、それは説明を受けて工事内容を変更したり縮小したり、あと暗渠を入れたけれどもうまくいなくて翌年もう 1 回入れ直したとか、そういう話も聞いております。ただ、こうしたことを改良推進室がしっかりと農業者に事前説明をしていたということで、農業者の方もそれについては十分理解して納得していただいているということも私は聞き及んでおります。ですから簡単に言いますと、こここのところの連携はうまく取れているのかなと思いますが、ただ、先ほどの答弁の中の予算のこともあるのですけれども、予算がちょっと異常なところまで工事単価の値上げとかで膨らんでおまして、この影響かなとは思いますが、農家の中には事業計画を出して事業を進める前に、農家の方の中には事業の縮小を勧められたという話も聞こえてきました。これはやはり開建のほう膨れ上がる予算を抑えるために、農家に対して少し事業を縮小してくれないかという働きかけをしているのではないかというふうに私は懸念しているのですけれども、こうしたことがなかったのかどうか、また、事実そういうことがあって、こういうふうに対応をしているということがあればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（迫田 久君）　それでは、私のほうから今のご質問の内容をお答えしたいと思います。

先ほど町長から答弁があったとおり、事業費の推計でいきますと最大で 22%の増という形になるという報告は受けているところでございます。それに対して、農家のほ



うに事業の縮小というよりも、本当に事業が必要なのかというのは毎回、毎回聞き取るということになっております。なので、今、聞き取っているものに対して、事業の縮小というところの意味での働きかけというのは今はないというふうには思っておりますが、先ほど町長からの答弁があったとおり、事業が今のままでいけば 22%以上膨らむというのは、やはり網走開発建設部としても開発局としても避けたいというのは本音だと思っておりますので、今後それらに向けて受益者並びに工事関係者と協議をしていかないといけないということが事実であります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） [登壇] もちろん開建のほうも財布があつてのことですから、当然、事業については精査して不必要な部分は切っていくという考えが出てくるのは当たり前だと思いますけれども、基本的に農業者のためにやる事業ですから、できるだけ農業者の希望に沿った形でできるように町も一緒になって後押しをして開建との交渉に臨んでいただきたいというふうに思いますので、そのところをよろしく願います。

次に、予算の 22%最終的に増になるということになれば、当初、予定していた工事の単価、例えば平成 28 年ぐらいに工事した方と、それから令和 6 年に工事をする方では同じ面積、同じ事業をやっても当然価格が違ってくるということになると思うのですが、この部分に対して不公平感が出ないような措置はなされているのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（迫田 久君） 私のほうからお答えしたいと思います。

まず、今本地区といたしましては令和 6 年度完了年として事業を推進しております。その中で事業開発等、実施当初から、今、佐藤議員がご指摘のとおりの方針といたしまして不公平感が出てくるというふうな議論はしてきております。その中で事業実施年度の翌年には、実は推進協議会がございまして、そちらのほうで一定の負担金を積んで、令和 6 年度の完了に向けて準備をしているところでございます。そういった中で、令和 6 年度の完了に向けて、その積んでいるお金も含めまして単価の精査等々も

含めまして協議会の中で不公平感の出ないような形で最終的には整理をしたいというふうに協議会の中では検討をしているところでございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君）〔登壇〕これはお金の問題なので、やはり農家の方々も微妙な不公平感があると気持ちよくないものですから、ぜひそのところをよく説明されて、ないようにしていただいて、とにかく工事が終わった時に皆さんに喜んでいただけるようにしていただきたいと思います。

4番目の質問で工事が完了した方たちの意見というか声をお聞きしたいということでもいただいた答弁が、表土の移動等によって土地の力が落ちて堆肥の投入等をしなければならないと、私のほうも聞いているところでは、担当のほうからは3年、5年ぐらいは土地が落ち着かないということも聞いていたのですが、実際、事業者の方にしてみると10年は覚悟をしていると、もちろんすぐ使える所もあるけれども、やはり何回か客土をして土地を熟成させるというか、それでも10年かかっても、やはり今回やったことは非常によかったというふうに思っているという声をいただいて、私も予算を可決して、この事業を進めてきたかいがあつたなというふうに思いました。ただ、確かに圃場は改善されるのですけれども、まだまだ課題が幾つかあるということで、それはやった土地が熟成するまでの間、どういう作物をつくっていくかという工夫も農家の方としていかなければいけないような部分もあって、まだまだ、ただ土地改良ただけではなくて、いろんな土地がきちっと出来上がるまでに少し努力だとか工夫だとか、そうしたことが必要だなということを私も改めて今回聞き取りをして知らされました。そんな中で、今回の国営農地再編事業につきましては、次世代農業促進型ということで、農業改良により5Gを活用したり、そうすることによるスマート農業の第1歩となるものだというふうに私も考えております。今後、担い手の不足で非常に農業において作業の効率化が大きな課題でありまして、農業後継者をどんどん呼び戻すにしても、やはり作業の効率化だとか担い手不足を解消する大型機械化といったところは避けて通れない課題であります。そのためには、やはり極上の農地を確保するという事だと思っております。今回は、そういった面では、その第1歩ではない

かなというふうに考えておりますので、この後、道営の農地改良も始まりますけれども、今後、土地改良が行われて次世代農業の担い手となる農業後継者への後押しとなるように、さらなる活用施策を進めていただきたいなというふうに私も考えますので、町長の考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 国営農地再編整備事業につきましては、町のほうも推進室をつくったりしておりますけれども、農業者の方たちも推進協議会をつくられて、それと一緒に進めているところです。予算の獲得なんかでも、私を含めまして農協、それから推進協議会、会長さんをご親戚の方ですけれども一緒に中央行動もやっているとところです。予算の確保については、例えばこういうようなものを地元で作成して、アピールをするのにどういうふうなことをしていけばいいだろうかといろいろ考えた中で、たまたま当時、JAの広報誌の表紙に結婚したて、あるいは子どもが生まれたばかりの若い農業者の写真がほぼ2年近くにわたってずっと掲載されていました。そこに私は目を付けまして、それを縮小版として、こういうように全部乗せてもらいました。これを編集してもらって、1番後ろのほうに馴れ初めからみんな書いてあるので、それは個人情報もあるのでありますが広報で公表されているからいいだろうなと思って、裏には馴れ初めも含めてこういうものをつくって農林水産省とか財務省に行ったのですが、大変評判になりました。津別の農業者というのはイケメン、イケジョが多いねということで官僚の方たちからも言われまして、そしてこういう人たちが担い手としてしっかりいるということは国としても75%を補助しますので、75%を補助してそれに見合ったものが出てこないとやっぱり国としても困る話です。75%国が補助して、道も補助をして、そして最終的には地元負担というのは7%になっていますから、そのうちまた4%は町が負担するということですから、一つの工事に農業者の負担というのは3%ということですから、こんな高率の補助というのはまずあり得ないというふうに思います。そういった中で、なぜそういうことが国も含めて進められていくかということ、やはり安定した農業をしっかり自給率も高めていくということにあると思っています。2019年ですから2年前の数字を見てみますと、農産物の輸出が1番多いのは、当然アメリカですけれども、日本は44番目なんです。何と2番

目というのは中国かどこかかなというふうに思っていたのですけれども、オランダなんです。オランダの数字を見ますと、約 10 兆円の輸出をして、日本は 5,000 億円ぐらいですから 20 倍ぐらいの輸出をオランダが進めているということ。オランダの国というのは九州と同じぐらいの面積ですから、それでいけば日本はもっともっと農産物の輸出大国になっても何らおかしいことはないんじゃないかなと思います。輸入に関しては、日本は上から 5 番目ですので、やはり今、本州を含めて離農も進んでいますけれども、北海道にあってはきっちりした農業基盤を整備して、これから農業者の所得もどんどん上がっていきますので、今既に役場とか、おそらく銀行だとか農協の職員の給料よりも農家の方の給料のほうがずっと高いんだというふうに思いますので、そういう最先端の技術がまだまだ進んでいきますので、日本の農産物の生産に大いに貢献していただきたいなと思っていますし、それに対して町のほうもできることはしっかり応援していこうというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 7 番、佐藤久哉君。

○7 番（佐藤久哉君） [登壇] 今、オランダの話もありましたけれども、私も大して詳しい知識を持ち合わせていないのですけれども、やはりオランダは化学の力を利用して水耕栽培ですとかハウス栽培、そうした園芸作物を中心に非常に飛躍的な発展を遂げて農業大国になりつつあるということを私も新聞やネットの記事で拝見したことがあります。すなわち、そこはそうした思いというか政策的な意図がなければ私がああいうふうに立派にならなかったと思うのです。

私が議員になりたての時、1 度農業関係の質問を初めてするとき、農協の参事さんにお会いしました。そして農業のことを教えていただきたいというふうに聞いた時に、今、日本という国は農家を守る施策から農地を守る施策に切り替えつつあるというふうに伺いました。現実にそれからずっと時が流れまして、確かにそういった農地を守るという施策が非常に国はそういう度合いを強めているのではないかなと思っています。私は国がそういう施策をとっているのであれば、それを活用しながら小さな自治体というのは、そこに働く農家の人たちを守っていく施策を考えていくべきだなというふうに思っております。ですから国が農地を守ってくれるなら、その農地で働く農業者を地方自治体が守っていければいいんだと、そうすることによって政策と

しての整合性もとれてくるというふうに考えております。

今、津別町は農家の若い後継者が10年間で40人から50人帰ってきていると思います。非常に順調な状況だと思います。さらに彼らが帰ってきて壁にぶつからないように、よい農地を提供することができるような、お父さん、お母さんたちがそういうものを子どもたちに残してあげられるような、そういうことの手助けができるようなところが、今の国営農地、それから道営の土地改良だというふうに思っております。今後、この土地改良を進めていった後に、こうした後継者が帰ってきやすい環境をつくってあげることを町としてどのように考えていくかということが一つの課題だと思います。当然、それは町の中でいろんな農家関係の声を聞きながら施策としてまとめていくことになると思いますが、ぜひそこに期待したいと思いますので、よろしく願いいたします。

そこで私、もう一つ最後の道営農地のところでお聞きしたいのですけれども、国営農地と道営の土地改良が終わると、ほぼ津別町の農家の希望する農地が改良になるのか、これで全て農家の方がもう満足ですという形の土地改良政策が行われたというふうに町は判断しているのかどうか、そのところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（迫田 久君） 私のほうからお答えいたします。

今回、エリア的には津別町全体をとらえたときに、国営農地、そして本年度から始まる道営土地改良事業、エリア的には全て網羅することになります。しかし国営農地再編整備事業の中で事業実施要件に合わなかった、例えば過去の事業歴の中で、道営で暗渠をしてから経過年数が満たなかったものであったりとか、連坦性といって、ある程度大規模化がされなければ事業ができないといったような要件の中から、実は国営農地の中で漏れている畑があります。区域としては全面積カバーしたのですが、圃場があります。それらにつきましては、今、津別で道営事業を展開して令和3年から行いますが、その後にまた別な地区という形で展開をしながら土地改良については進めてまいりたいと思っております。現在、JAとともに、そういった土地がどのくらいあるのかというものは取りまとめている最中でございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君）〔登壇〕 今お聞きしまして、農地に関してはもう一度再見直しをかけて、両方の事業が終わった時点でまた新たに国営をかぶせるというお話もありましたし、ぜひそうした方向で津別町の本当に有効な農地活動を目指していただきたいと思います。

最後に繰り返しになりますが、先ほども申し上げましたとおり、そうした農地整備ができた後、やはり良質な環境の中に農業後継者が帰ってきやすいような施策を新たに推進していただきたいと思います。やはり農業を持続させることは町の2大基幹産業の一つであります。大きな命題でありますから、ぜひそのところを頑張っていたきたいと思いますが、町長のほうで何かあればお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今、大きな本当に基盤となる農地の改良ということでありますけれども、そのほかにも細々したことがいろいろありまして、年に1度ですけれども、今、農業議員さんというのは議長しかいなくなってしまうけれども、農業の議員さんと含めまして、それから農業委員会、そして農協と年に1度十分な時間をとって意見交換をやっています。その中でさまざまな提案とか要請がされるわけでありますけれども、これからもずっと続くと思いますので、一つ一つ要望に応えられるものはお互いに負担をどうしていこうかだとかも含めて進めていますので、今後ともそういう機会を十分活用しながら進めていきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君）〔登壇〕 私も実は議員になりたてのころ農業関係の質問をしたきり最近はほとんどすることがなかったんですけれども、今町長がお話のように農業関係の議員さんもいなくなってしまったので、久々につたない質問ですけれどもチャレンジしてみました。町長の今お話しがあったように、やはり長いスパンでものを考えていかなければいけないのですけれども、その基本となる農業用地の整備がなされるということは第1歩ですので、この後また頑張ってお互いに意見を出し合いながら、農業のために町を発展させていきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移りたいと思います。

I C T教育につきましてお聞きしたいと思います。

国が進めてきたG I G Aスクール構想が新型コロナウイルス感染症対策により加速化され、高速大容量の通信ネットワークと1人1台のタブレット端末は整備が本年3月でほぼ完了いたしました。今後I C T教育が本格的に進んでいくことになると思いますが、進捗状況も含め次の点について伺いたいと思います。

1点目、現在配備されたタブレット端末を使った授業がどのように行われているか。

2点目、今後、新型コロナウイルス感染症の拡大により、学校閉鎖となった際リモートワークによる授業は可能なのか。また、実施にあたり通信環境のない家庭に対してどのように対処していくのか。

以上、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） それでは、一つ目のタブレット端末の授業での活用状況についてお答えいたします。

小中学校とも、昨年度発注したタブレット端末の納入が3月末までに順次終了しております。小学校では、教科書添付のQRコードから資料を読みだすこと、インターネットを用いてさまざまな情報を収集・整備・分析すること、動画サイトで画像検索をし視聴すること、自他の発表や演技を録画し、それを視聴しながら直しあうこと、アプリを使った計算等の反復練習に活用しております。中学校におきましては、全生徒が1度にログインし画像の送受信ができることを確認し、登校時の体温や健康状態を個々が入力し、自動集計するシステムの試行や、教科学習での利用など、教職員の研修と並行してタブレット端末の使用を試行中です。

小中学校とも、教頭やI C T担当教諭が核となり、タブレット端末を学習ツールとして日常的に利用し、授業改善につなげることを目標に実践を進めております。

二つ目のご質問の、リモート学習についてであります。実施にあたってのハードルは高いものの、現状のシステムがあれば不可能ではないとの認識でおります。

現在、津別中学校において、リモート学習など校外でのタブレット端末活用の可能性と課題改善を目的に、希望する家庭の協力を得て10日間という期間限定でタブレッ

ト端末の持ち帰りをしてもらおうといった試験的運用を始めております。

生徒や保護者には、学習のための端末貸し出しであり、家庭以外での使用禁止、学習や学校とのやり取り以外の利用禁止、個人アカウントによるSNSの利用禁止など、一定の常識的な禁止事項を指導し、順守することの信頼関係を前提として取り組み始めました。

この試験的運用の結果を受けて、生徒には学習のための端末と利用を制限しての持ち出しとするのか、フィルタリングの対策をとる必要はあるのか、さらには授業でも家庭学習にも活用できるクラウド型学習ドリルの導入を検討してまいります。

条件整備を終えてから持ち帰りにより端末の利用を開始するべきところではありますが、それでは運用は先送りになります。せっかくの1人1台端末の整理が完了していますので、できることから、まずは使ってみることで課題を明らかにし、解決していく予定であります。

議員がご指摘のとおり、通信環境のない家庭に対してどのように対処するかも教育環境の格差是正としての課題であります。モバイルルーターを貸与する方法がありますし、学習プリントなどの課題を学校でダウンロードしオフラインで使用する方法も考えられます。他市町村の情報や試験的運用を通して、さまざまな方法を検討してまいります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩とします。

昼食休憩 午後 0時00分

再 開 午後 1時00分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開いたします。

7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君）〔登壇〕 ただいま1回目の答弁をいただきましたけれども、まず、タブレットは現在どのように使われているかということですが、私この質問をする前に文部科学省のホームページにちょっと入りましてICTの活用の教育



についての指針だとか方針だとかを見たのですけれども、ものすごい量の文章がありまして、教育委員会の方や学校の先生がこれを読んで、この中から理解して子どもたちに本当に教えていくんだと思うと大変だなと思うような量がありまして、まさに暗中模索の中でICTの教育を進めなければいけないんだなというふうに感じました。あまりにもメニューが多くて、何を選んだらいいのかということで、今回お聞きしたところ、何点か答弁いただきました。これについては、当然、活用メニューの中に載っているものの中から学校で話し合っとういうことをやろうというふうを選択をしたのか、それとも指導要領の中で、これをやりなさいと決められたものを行っているのか、そこをまず端的で結構ですのでお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 1回目で答弁させていただいた内容につきましては、この4月から細かに校長、教頭と担当の教諭と打ち合わせを重ねてきて、その中で学校としてどんな取り組みができるのかと、できることをやっていこうということで始めたものであります。したがって、この取り組みは津別の単独といいますか、津別小学校、中学校、教育委員会で相談して進めている内容というふうには受け止めていただいて結構だと思います。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） [登壇] やはり全部はできないかと、私も文科省のホームページを見て思いました。やはり、その地域に合った特色のある教育、その中でも最低限のものが必要かと思えます。一つは情報を得る能力、情報を得るための技術、それから二つ目が問題解決にあたり、その情報を活用していく能力、三つ目がその情報に対するモラルだとかセキュリティに関する力とか常識をわきまえるというか、そういったことがコンピューター活用能力のコンピューターリテラシーの中で最低限補わなければいけないことであり、あとは学校にある程度、自由裁量に任せてくれなければ、私はこの事業を具体的に進めていくのは難しいというふうに感じました。今、教育長のお話の中で、学校で議論をして納得してやっているということなので、私は1番肝心なのは、先生方が何をやりたいのかと、それに従って教育をやっているのか、それとも文科省からこういうメニューをやりなさいと言われてやっているのとは全

然違うと思うのです。今お話を聞いて、自分たちで考えてこうしたことをやっているということで、非常に安堵いたしました。ぜひ、やれることから、そして自分たちは子どもたちにどういうことをしてやりたいのか、そういったことを見極めて、ぜひ進めていただきたいと思います。余裕ができれば次の段階に進んでいけばいいのではないかなと思います。せっきく配備されたのだから、私の今のスタンスとしては、どんどん使えじゃなくて、むしろゆっくり取りかかっていったらいいのではないかなと、本当にできることから、子どもたちの習得状況を見て、子どもたちがそうしたものに初めて接する子もいるわけですから、これから一生そうしたものとお友達になっていかなければならないので、きっといい入り方ができるような情報機器の使い方ができればいいなというふうに考えておりますので、ぜひそのところを考えていただきたいと思いますというふうに思います。

二つ目の質問とも関連してくるのですけれども、先生方がやりたいことの中には、今言った三つ以外に公務活用という部分も入ってくると思います。公務活用をするためには、やはり個別の貸し出しをしなければならない。二つ目の質問のところに入りますけれども、現在、試しのリモート学習で何台かを貸し出しているというふうに書いてあります。この結果に私はぜひ注目したいと思っております。この結果をやはり分析して、今後、先生方のやりたいこと、学校として有効にこのツールを活用するためには、最終的には私は家庭への貸し出しは不可欠だというふうに考えております。それには本当に高いハードルがあることは教育長の答弁の中でも示されたとおりであります。これはどうしても乗り越えなければいけないハードルだと考えております。この結果により、家庭への貸し出しを進めていけるかどうか、また検討していただいて、ぜひその情報をお聞かせいただきたいと思いますというふうに思います。今、ご答弁いただいた中で、貸し出しをした後、今後どのようにこの後進めていく考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 自宅に持ち帰らせることも想定しての取り組みではありますが、今後、タブレットを使った学習支援ソフトのシステムが必要になってくるのではないかと考えています。というのは、学校の授業の中で単元の学習に使う、

それから振り返りの学習に使う、ドリルとして使うというような学習支援のシステムが入ることによって学校の授業で有効活用できますし、家庭に持ち帰った際に家庭でも活用ができる、そういったものも取り入れていく、子どもたちに学習の場をつくっていききたいというふうに見通しとして考えているところであります。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） [登壇] これがどんどん進んでいって、最終的にいろんな問題をクリアして、個別に貸し出しができるようになると思うのですがけれども、個別に家庭へ持ち帰らせる中には、いろんなクリアしなければいけない問題があります。ちょっと事例紹介というか、関西のほうで、私立で既にタブレットの端末を持ち帰らせているところがあるそうです。そこは担任の先生とオンラインになっているのです。そうすると、持ち帰った子どもが学習して先生に質問したりするわけです。チャットとかメールで、そうすると先生が2人ぐらい鬱になったという話を聞いているのです。完全に課外授業ですから超ブラックになるわけです。そうした問題も、そういうものを止めてしまうようにすればいいのですが、やっぱり熱心な先生はやってしまったりするところもある、そうした事例も聞いております。実際に使い始めると、いろんな問題が出てくると思うのですが、それ以外にも答弁の中にもありましたけれども、学校でタブレットを使う分には、通信の段階でフィルターをかけることができ、好ましくないサイトへのアクセスは制限できるのですが、家に持ち帰れば通常のWi-Fiを使うわけですからフィルタリングができなくて好ましくないサイト、それからもちろんゲームサイトに行って長時間遊びに使うこともできますし、友達同士とLINEでチャットをして、ずっと夜中まで遊んでしまう、要するに子どもたちには絶好の遊び道具を与えることにもなります。ですから、こうしたものの取り扱いを、やはり親御さんとともにそういったことを考えていかないと、機械だけをポンと与えて、さあ勉強にだけ使いましょうと言って勉強にだけ使うわけではないので、そうしたところも、この10日間の期間限定の貸し出しの中でモニタリングしたものの中から教訓を得て、次の段階へ進んでいただきたいと思いますが、教育長はどのように考えていらっしゃるかお聞かせください。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） まず冒頭にありました、持ち帰りの際に全てオンラインで学習が完結するというふうには認識しておりません。あくまでも学習のツールの一つとして考えていますから、プリントの学習があったり、本を読むだとかそういった活動も家庭での学習ですし、ツールの一つというふうには押さえております。全てタブレット端末で完結しようとする、非常に負荷がかかるものだろうと想像できますので、その考えで進めてまいりたいと思っております。

あとセキュリティの関係ですけれども、議員がおっしゃるように学校のネットワークの中ではセキュリティで保護されていますので、学校内でタブレット端末を使用する場合はフィルタリングがかかっているような状況ですけれども、緊急時などタブレットを学校外に持ち出す場合、自宅などで使用する場合はフィルタリングがかからない状況であります。

ただ、フィルタリングが強過ぎると検索ができなかったり、またフィルタリングをかけたとしても機械的に完全に防ぐことは不可能でありますので、デメリットを気にして制限を必要以上にかけたり、使わせないということよりも、実は使わせることのほうがメリットは大きくて、失敗を通してみずから考える、みずから判断する力を育みながら有効なツールの使い方を学校も家庭も社会も考えて実行していくべきであるという考え方もありますので、そのところ試験運用の中で実践家や専門家の意見もいただきながら慎重に進めていきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） [登壇] 大体わかりました。一つだけ最後に懸念がありまして、それをお聞きしたいと思います。

今教育長がおっしゃったとおり、iPad、そうしたものが教育の全てではない、もちろんそれが使いこなせなければいけない時代が来ることは当然というか、もう見えています。ただ、だからといってこれにばかりかかりきりでいると弊害が出てくると思うのです。それは何かというと、こうしたものを利用することによって授業効率が落ちてしまう、学習効率が落ちてしまう、どうしても上手くいっているかというのをぐるっと見回って来なければいけないとか、毎回そうではないでしょうけれどもそうしたことも必要になってきますし、あとiPadを触っている間は字を書かないわ

けです。当然、書く力が落ちていく。それから専門家の間では読む力も落ちてくると、それから考える時間が減ってしまうので考える力が落ちてくる、そうした弊害が懸念されるといふふうにいわれているのですけれども、これに対して、そういう危惧があるという認識を持っていただければ教育施策を進めていく上では問題はないかと思いますが、もし教育長にそういったことに対する見識がおありでしたら、お答えをいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 先ほどの答弁ともちょっと重複しますが、ICT機器だけを使って授業をするだとか、家庭学習を進めるだとか、全てICT機器に頼つてということは考えておりません。あくまでもツールの一つであって、大事なものは授業を改善していくことであって、学習指導要領で主体的、対話的で深い学び、仲間と教えあったり一緒に考えて物事を解決していく、そういった学習を進めていく中でタブレット端末を活用して授業改善を進めていくことが大事だといふふうを考えております。あくまでも機械を使うことが目的ではなくて、授業の目的を達するために便利な道具としてタブレット端末、ICT機器は活用するべきものであって、教職員もそのように考えて実践を進めているところでありますので、環境整備の部分について進めてまいりたいといふふうを考えております。

○議長（鹿中順一君） 次に、5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） [登壇] ただいま、議長から発言のお許しをいただきましたので、先に通告をいたしました学校教育における福祉教育の推進について質問を行いたいと思います。

少子高齢化や核家族化が進む中、児童・生徒が直接高齢者や障がいを持った方と接する機会が少なくなってきています。そのため周りの人と協調し、人を思いやる心などの豊かな人間性を築いていくためには「ともに生きる力」を育む福祉教育を、計画的に進めていくべきと考えます。

子どもたちは、将来的に心豊かな生活を営む優しい社会にする担い手となる存在でもあり、学校教育の場で福祉教育をより推進するため、次の点についてお伺いをいたします。

1点目は、学校教育における福祉教育の必要性をどのように認識されているかお聞きします。

2点目は、学校における福祉教育の現状について、総合的な学習の時間はどのようなテーマで行われているか。また、今まで福祉教育として実施をされた事例は、どのようなものか。

3点目は、福祉教育をより推進するための課題は何かと考えているか。

以上の点について質問をいたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 山田君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（宮管 玲君） それでは、一つ目の学校教育における福祉教育の必要性をどのように認識しているかについてお答えいたします。

地域福祉を推進する福祉教育につきましては、あらゆる年代の人々が、平和と人権を基盤にした市民社会の担い手として、社会福祉について学び合い、地域における共生の文化を創造する総合的な活動であり、多様性を認め合い、ともに生きる力や自己肯定感、自己有用感を育むことを目指す活動と承知しております。

学校教育におきましても、学習指導要領に、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働し持続可能な社会のづくり手が求められることや、道徳教育は教育基本法や学校教育法に定められた教育の基本精神に基づき、自己の生き方を考え、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標と定められております。

自立した個人が互いにその存在を認め合い、関わりを大切にしながら生きていく「共生社会」を目指すといった目標は、福祉教育も学校教育も共通であり、柔軟な発想ができる学齢期の子どもたちの発達段階に応じた形で提示し、社会への関心を広げることと福祉意識の涵養と理解を深めていくことが大切であるとの認識でおります。

二つ目の、学校における福祉教育の現状についてお答えいたします。学習指導要領に、自己の生き方を考えさせていく総合的な学習の時間の目標を実現するにふさわしい探究活動として、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題が例示されておりますし、社会科や国語の教科書、道徳、特別活動にも題材として位置づけ

られております。

小中学校ともに総合的な学習の時間において、木育や産業、自然、観光などのいわゆる「ふるさと学習」、情報教育、健康・食育を取り扱っております。

福祉に関する課題追求は、小学3年生、小学4年生で高齢者について知ろう、小学5年生で障がいについて知ろう、小学6年生で人権について考えようをテーマに各学年10単位時間程度の学習を行っています。中学校では3年生の希望者が高齢者介護をテーマに町内介護施設での3日間の職場体験を行っています。

主な活動内容は、小学3年生は寿大学の皆さんに学芸会で発表した器楽合奏や歌を披露したり、一緒にものづくりやお菓子づくりなどの交流体験を学習の核として、小学4年生は町内の高齢者施設を訪問しての交流体験を核として、小学5年生は各種障がいの認識と疑似体験を核として、価値観の押し付けにならないよう配慮しながら知識面での理解や共感的な理解を促し、自立した個人が互いにその存在を認め合い、関わりを大切にしながら生きていく「共生社会」を目指すことの大切さをテーマとしております。

三つ目の、福祉教育をより推進するための課題についてお答えいたします。

新学習指導要領では、総合的な学習の時間が小中学校ともに週3単位時間から2単位時間に削減されました。各学校では活動内容の見直しを行いました。核家族や少子化により祖父母や乳幼児と接する機会の減少や、地域の大人と関わる機会そのものが少なくなっている状況下、自分と違う立場の人を理解し、認め合う活動を通して、人の気持ちに共感し、ともに生きていく力を育むために、限られた時数ではあるものの、引き続き福祉を課題に設定しております。

ところが、このコロナ禍においては、これまで実施していた寿大学との交流や高齢者施設の訪問や見学ができなくなったため、昨年度は社会福祉協議会のご協力のもと、点字ブロックなどの設備をはじめとする社会福祉に関わる出前講座を依頼し、一人暮らしの高齢者に絵手紙をかいて交流するなどの体験活動に変更して実施しております。本年度も、感染症対策を行った上で、工夫しながら活動を計画しているとのことですが、新たな計画を企画立案・連絡調整するには学校現場に時間的な余裕や専門的知識が乏しいのも現状です。また、体験するだけに終わらせず、子どもの体験学習と地域

ニーズを合致した体系的な学習計画を整理することも課題と認識しております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君）〔登壇〕 今、教育長のほうから福祉教育の必要性の認識の部分でご答弁をいただきました。あらゆる他者を価値のある存在として尊重する、自立した個人が互いにその存在を認め合い、関わりを大切にしながら生きていく共生社会を目指す、そういうことで私も同じような認識を持っていますので、共有できるのかなと思います。その上で、ちょっと何点か確認をさせていただきたいと思いますが、もう少しかみ砕いた言葉で福祉教育の目指すものというか、それをお話すれば、年少者も高齢者も、障がいのある人もない人も全ての人々が、この社会の中で誇りを持って、心豊かで幸せな生活を送ることができるようにする、そういう考えのもとで福祉教育を目指していくのではないかなと、かみ砕いた言葉で言えばそういう認識かなと思いますが、この点について教育長はどのように考えているか確認させていただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 議員ご指摘のとおり、全ての人たちが幸せに暮らしていくことを目指す、それが共生社会を目指すことでありますので、議員のお考えとまさしく同じものというふうに自分自身お話を聞かせていただいております。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君）〔登壇〕 福祉と言ったら、例えば障がい者であったらとか、あるいは高齢者、生活に課題を抱えた人というか、そういう特定の人たちを考えがちですけれども、ですから社会的には弱い人、気の毒な人、かわいそうな人、そんなふうに見がちではありますけど、本来の福祉、先ほどご答弁いただきましたけど、平和で幸せに生きたいという、そういう願いに関わるものとして広く教育の中ではとらえていくべきだと思っております。

他人事ではなくて、自分自身の問題として理解し認識をしていくということが、それが子どもたちに伝わるような形で学びというのが必要かなと思っております。

こうした流れは、いずれインクルーシブ教育といえますか、いわゆる障がいのある



子ども、障がいのない子どもが特に教育を受ける、当然、インクルーシブ教育ということでしたら、そういう合理的配慮が当然必要になってくるかなというふうに思いますし、障がいの個々の子どもに応じた先生や、あるいは専門職員の配置も必要ですし、設備の整備や個別の支援計画など、そういった部分も必要かなと思いますが、土台となるのは、私は福祉教育といいますか、学校教育の中における福祉の部分があって、子どもたちがそういった意識の変化があって初めてインクルーシブ教育につながっていくのかなというふうに思っておりますけど、目指すべき先の部分での認識の部分で、教育長が考えていることがありましたらお聞かせ願いたいと思っています。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 子どもたちにとって、地域の福祉を課題に高齢者ですとか障がいを持つ人と関わる体験を通して学ぶことで、自分の1番身近な社会である学級、クラスの仲間との関係においてもお互いに違いを認め合ったり、排除しない仲間づくりというものにつなげていくことが、ねらいというか、先の見通しということになるかなと思います。それがなければ子どもたちの豊かな心を育てていくことにはならないと思います。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） [登壇] 一昨年、美幌町で大阪市の大空小学校のドキュメンタリー映画「みんなの学校」という映画を見る機会があったのですが、まさに大空小学校はインクルーシブ教育というか、支援学級も何もなく、ただ約束だけが一つあるということで、自分にされて嫌なことは人に言ったり、やったりしたらだめだよというそういう約束だけで、あとは自由でいいというような、そんな形の映画を見させていただいたのですが、まさに学校と、そして地域の人たちも一緒にそこに加わって、それこそ福祉教育の部分でもそうですけど、いろんな形で地域と学校が一体となって、まさにコミュニティ・スクールというようにもいわれていますけども、本当にそういったような意識で取り組まれているなというような、そんなふうにも思っていて、何か目指しているところは、福祉教育を進めるというのは一人一人が自分を尊重しながら、そして他人も尊重しながら、そういった学校をつくっていくことなのかなと、そんなふうに思っていたところです。

それで2点目のほうの、学校での福祉教育の現状の部分についてであります。それぞれ正直あまり考えていないのかなと思ったのですが、回答を見ますと3年生、4年生、5年生、6年生、中学生を含めて時間数は少ないにしても系統立ててやっていますというような答弁もいただきました。後半のほうで総合的な学習の時間も削減されているということも言われているのですが、前段、総合的な学習の時間のテーマといった部分の中で、ふるさと学習といえますか、そういった部分の必要性をすごく僕も感じておりますし、すごくいい取り組みだなと思っております。

一方で福祉教育といった部分の中で、ここではちょっと数字的にどれぐらいの割合なのかなというのがわからないのですが、総合学習の中での福祉教育の全体の割合といった部分で、もしわかるのであれば教えていただければなと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 小学校3年生から6年生までの総合的な学習の時間、70単位時間のうちの10単位時間程度を福祉というテーマに当てている計画であります。実際に訪問したりする時間が2単位時間もしくは3単位時間とすると、その前後、事前にいろいろなことを準備していく活動、それから実際の体験、体験が終わった後に振り返ってまとめて、先ほど議員の言葉にもありましたが、他人事ではなくて自分のこととして、自分がどう関わっていけるかというようなことを考えさせる時間も含めて10単位時間というふうに計画しております。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） [登壇] ありがとうございます。以前、私自身、社会福祉協議会に勤めていて、その前、保健福祉課の行政のほうにもいたということで、学校との関わり、ここの福祉教育の部分でも幾つか関わらせていただいた経験がございました。まだ小学校の中にミズナラクラブがあった時は、隣が資料展示室、昔の農機具や何かが展示をされていたということで、ミズナラクラブの介護予防の利用をされている高齢者の人と4年生の生徒の皆さんとで、この農機具はこんなふうを使うんだよということで、そうすると利用者的高齢者の方が生き生きと自分の出番だというような形で子どもたちに教えていたとか、あるいは会食を一緒にしたりとか、そういったようなこともあったりとか、後から答弁のほうにもありましたけど、去年は、子ども

さんが、ひとり暮らしの高齢者の方に絵手紙を送ろうといった、そのような形での交流や何かにも関わらせていただいていたのですが、正直この福祉教育の推進をしたいなと思った、発言をしようと思ったのは、少し津別の福祉教育の部分でいったら、交流が中心となって、どちらかといったら場当たりの部分、そういうのも少しあるのかなという感じを思っておりました。やっぱり福祉教育といった部分は、特に障がいや学んでいきたいと思いますといったときに、例えば障がいの話をしたときに、そういったときに、やっぱり障がいを持つと大変だな、かわいそうだな、何か手伝えないかなとか、そんなふうなイメージを持つと思うのですが、それが障がいを持った人の話を聞くことで、大変だけど、そこに前向きに生きているんだなとか、そういった部分を感じたりだとか、さらには、今度は何か障がいを持った人と一緒に交流をしようと言って、そういったときに生徒の皆さんみずから交流をするためにはどうやってしたらうまく交流ができるんだろうかということで、そういうのを考えたりとか、あるいは障がいの人に配慮した形でのゲーム何かも考えていくだとか、そういう積み重ねが最終的には障がいって大変でかわいそう、そういうふうに思っていたイメージが、そこにちょっと道具があつたりとか、あるいはちょっとみんなで気を付けてあげれば自分たちと同じなんだなとか、そういったようなイメージに変わってくるのか、そういった部分が福祉教育を推進している、ほかの市の事例とかお話を聞いてきたら、そんなことも言われてきたので、それは何か計画を立ててきちっとやっていかないとだめなんだというような、そんなことも言われているとか聞いてきました。ですから 70 単位のうちの 10 単位の福祉教育という中で、その中でどれだけこういった部分にもっていくのかという部分では、なかなか時間的にも少し難しいのかなという感じももっております。ですから、この内容の部分、福祉サイドの部分の中でも、やっぱり学校の先生がどのように目標を考えているのかだとか、そういった部分というのは福祉サイドの部分はわからない部分だなといった部分も認識をしておりますので、もう少し中身の内容の部分で少し計画的なプログラムをつくったりとか、変えていく必要があるのではないかなと思っております。その辺の考えをお聞かせ願えればと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） ご指摘の中にありました、体験だけに終わらせず、子どもたちの体験学習と地域のニーズを合致させると1回目の答弁でお答えさせていただいたあたりかなと思うのですが、どちらかという学校教育は、これまで奉仕活動ということで学習指導要領の中にも盛り込まれてきた中身であります。奉仕活動ですから、自分たちが人のために何かできることをやろうという取り組みになります。それも大事なことですけれども、どちらかという体験することで辛さですとか、大変さといった部分がクローズアップされて、いい方向に向かない、いい印象を子どもたちが持たないということも指摘されているのは事実であります。したがって、その体験をどう子どもたちに返していくか、子どもたちに自分のこととして考えさせるのかということが課題であると認識しております。その部分について、学校の教員については、そういった福祉の知識が現状乏しいのも実際であります。社会福祉協議会の職員の方ですとか、地域福祉に携わっている方々に教えていただきながら子どもたちの福祉に関する学習活動を充実させていかなければならないと思っております。

内容の充実、それから系統性、思い付きではなくしっかりとした学校の教育課程、計画の中に体験活動、それから福祉の学習を位置づけていくことが課題であろうと思っております。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） [登壇] そういった考えで、それでは具体的にこの福祉教育をどのように取り組んでいくのかといったところに移らせていただきたいと思いますが、課題も今教育長からお話があった部分、あるいは最初のほうで答弁いただいた部分の学校側といいますか課題の部分はわかりました。それで、例えばその課題を解決していくために、福祉は福祉の専門職としての福祉教育に向けての考えといった部分もありますし、学校の先生側のほうも教育としての学校における福祉教育の部分の考えもあると思うのです。そういった部分を何か付け合せられるような協議ができるような場があればいいのかなと。それは自然発生的にやっってくださいというふうになってもなかなか難しいかなというふうに思っているのですが、例えば校長会、教頭会などの場でそういった福祉教育の必要性といいますか、社協だとか、あるいは町の保健福祉課、福祉事業所、そういった部分が福祉教育プログラムはこんなような形で

福祉サイドのほうでは考えているプログラムはありますだとか、そういったような場というか説明する機会、その上で実際に担当する先生と協議をする場をもっていくといえますか、そういったことはどうなのかなと思っているのですが、教育長のほうで考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 毎月定例で校長会、教頭会と会議をもっていろいろなことを検討しております。当然、そういった会の中で可能であれば福祉教育のプログラムについてというようなお話をいただく機会をつくることは有効なものだろうなというふうに思っておりますし、これは現実的に可能ですので、今後、日程調整等をしながら進めていくことは可能でありますので、再度協議したいなと思っております。

また、繰り返しになりますが、学校も限られた時間の中で子どもたちに充実した学習をさせてあげたいという願いを持っておりますので、そういった外部の力を取り込んで子どもたちに還元していく、子どもたちを育てていくということは大事なことだと思います。両校長ともに、そういった地域の声を伝えつつ協議してまいりたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） 〔登壇〕 ありがとうございます。

そういったところから、何か福祉関係者あるいは学校の先生方が思っている部分がうまいぐあいにかみ合っていけば、福祉教育の部分が推進していくのかなと思っております。

今、東京オリンピック・パラリンピックが7月から開催が予定されておりますけど、道内でもパラリンピックに対しての教育といいますか、それこそ福祉教育、パラリンピックに向けて何年か継続した形で、障がい者のスポーツ教育という形で名寄市で2、3年ずっと継続して例えばパラリンピックに出るアスリートの人を呼んだりとか、あるいは、それに携わる関係者の人を呼んだりだとか、さらには、そういった人たちとの交流だとか体験の部分が何校かあると聞いていたのですが、学校を通して交流する機会をもってやっているといったことも聞いております。そういう中で、障がいといった部分が当たり前といいますか、当然あって普通の地域なんだ、普通の学校なん

だ、普通の社会なんだと、そんなふう子どもたちが育まれてきているといったそんなお話も聞いております。ですから、単純にただ1回だけやればいいというふうに、そんなふうにはならないなと思っておりますし、継続的、計画的にやって取り入れていくというのが福祉教育の進め方かなと思っております。それで、ぜひそういった校長会、教頭会をはじめとして、そういう協議の場があるということでもありますので、現実的にそういうのは可能ですというお話もいただきましたので、ぜひ、そういう継続的、計画的に進めていけるような取り組みを進めていっていただきたいと思っております。

この福祉のそういう意識が、学んできた子どもたち、これはどんな職業についても人を思いやるだとか、あるいはそういう人たちと一緒に地域の中で暮らしていく、それはどんな職業についても必ず役に立つ部分で、大人になってから生きてくる部分だというふうにも考えております。場合によっては、その方が福祉関係の仕事につく人もいるのではないかなというふうに思っておりますし、言ってみれば、そういった一つ一つの取り組みがコミュニティ・スクールというか、その本当の土台になってくるのかなと思っておりますので、引き続いて福祉関係者、あるいは教育の関係者の皆さんとの協議がうまく進めるように取り組んでいっていただきたいと思っております。ぜひ、今、お話しされたような形で取り組みを進めていただきたいということをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

最後に教育長のほうで何かありましたらコメントお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） ありがとうございます。

ご提案いただきました社会福祉協議会等からのプログラムの提案、福祉教育の進め方など、学校の思いを盛り込みながら、学校の思いと上手く絡ませながら協議をしていくことが望ましいというふうに考えております。

小中学校で取り組める限られた時間の中で、専門家のご助言や支援をいただきながら、子どもたちがさまざまな体験をしたり、さまざまな人との出会いを通して、福祉について学んだり、ともによりよく生きる力を育んでいけるように進めてまいりたいと考えております。

山田議員にもぜひ学校の応援団に加わっていただいて、子どもたちの福祉の学習のご協力をいただきたいと思っております。

今後また校長会、教頭会、今月も月末に用意されておりますので、その中で話題を提供して進めてまいりたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 2時00分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

次に、8番、高橋剛君。

○8番（高橋 剛君） [登壇] 議長より発言のお許しをいただきましたので、先に通告をいたしました項目につき質問を始めさせていただければと思います。

質問項目は、木質バイオマスの政策についてでございます。津別町では、木質ペレットの製造・販売を行う組合がございまして、町としても支援を行っております。それに加えて、本年度より地域内エコシステムも構築を推進するため、木質バイオマスセンターの建設に向けた準備や、その関連事業などが始まる予定となっております。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

1点目です。新たに木質バイオマスセンターを建設することとなり、チップの製造も始められますけれども、現在のペレットとの関連性というのはどうなるのか、お答えをいただければと思います。

二つ目です。木質ペレットにつきまして、民間の利用促進、特にペレットストーブ等ですけれども、こちらが進んでいない現状がございまして、戦略はあるのかお伺いをしたいと思います。

3点目です。木質バイオマスセンターを設立することにより、津別町にとってどのようなメリットがあるのかお答えをいただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 高橋君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、木質バイオマス政策についてお答えをいたします。

はじめに、来年度に建設予定の木質バイオマスセンターで製造するチップと、ペレット協同組合が製造するペレットとの関連性についてですが、昨年度に林野庁の補助事業により進められた「地域内エコシステム」モデル構築事業の成果報告について、概要版を6月号の広報とともに配布させていただき、木質バイオマスセンターにつきましても、その役割等を明記させていただいたところです。

ご質問の現在のペレット製造施設との関連性については、図解させていただいておりますが、これまでペレット工場でペレットを製造する過程において、原料である木材からのチップ化をしていました。木質バイオマスセンターでは、そのまま使える燃料チップ製造が主となりますので、それをペレット工場でそのままペレット化することが可能になることから、ペレット工場の製造過程の一部を省くことができ、また、その機械も必要がなくなることとなります。

次に、ペレットの民間利用促進の戦略についてですが、個人のペレットストーブ購入に対する補助による普及事業は、平成21年度から行っていますが、なかなか広がっていないのが実態です。経済的な優位性が強いとは言えないことに加え、日ごろの手入れ等も必要であることから、利用促進に向けての戦略は見出せないでおります。脱炭素世界に向け、公共施設等の利用を推進しながら、また、展示会の実施等により理解が広がるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、木質バイオマスセンター建設のメリットについてですが、6月号広報に折り込みのパンフレットにも記載しましたが、目指しているのは、地域内エコシステム、つまり資源・エネルギー・経済の持続的な地域内循環です。その中で木質バイオマスセンターは、材料の買い入れにおいて、これまで放置されて林地未利用材の買い取りによる林地の持続性の維持や森林所有者への還元、原料を受け取ることによる地域住民への機運醸成の場づくりを目指すものでありまして、また生産物においては、ペレット原料の安定的供給を基本としながら、燃料用チップや家畜の敷料、暗渠疎水材等の農畜産用チップの供給、また薪の提供などにより、地域内での消費を進めようとするものです。つまり、木質バイオマスセンターは、地域内エコシステムの中心的役割、



持続的な循環を促す施設となるものでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8番、高橋剛君。

○8番（高橋 剛君） [登壇] ただいまご答弁いただきまして、これは以前にもお話しさせていただいたかと思うのですけれども、津別以外の所に住んでおりますと、「高橋さんの地元はどういう所」と聞かれることが多々あるのですが、そういうときには、私だけじゃなくて、津別で生まれ育った者からすると、大体出てくるのが「緑豊かで、農地が広くて、そして何ととっても津別は木の町です」という答えが出てくるのではないかなというぐらい、この木材産業というのは、津別町が開町してからずっと、農業などと並んでずっと続いている津別町の基幹産業の一つなのではないかなと私は考えております。

最初、この木質バイオマスセンターをつくるというお話をお伺いした時には、下川町さんなどが進めておられるような、町の施設のエネルギー供給を行って経費を削減するという、そういった政策の一貫なのかなと。ただ、そうするとペレットもあるしなというようなことを考えておりました。下川町さんの政策につきましては、先日、NHKでも夕方だったと思うのですけれども特集がされておまして、その中でも、確か年間3,000万円以上の経費の削減だったと思いますが、そのような効果があるということで放送されておまして、津別でも同じようなことでやっていくのかなという最初の印象だったのですけれども、今のご答弁をお伺いしていると、当然、同じように経費の削減効果と効率化ということもあるという感じがいたします。それと打ち合わせの段階でも少しお話をさせていただいたのですけれども、ご答弁の中にもありました、これまで放置されてきた林地未利用材の買い取りにより、林地の持続性の維持、森林所有者への還元、機運の醸成ということでご答弁いただきましたけれども、これは、先ほどの経費を削減というのは、短期的に見た場合のメリットかなと。今、お話しさせていただいたようなこと、ご答弁にあったお言葉というのは、長期的に津別の林産業を守っていく、山を守っていくというような思いがあるのかなということで、私としては理解をいたしました。そのように考えますと、この政策というのは、町に

とって、よい影響を多々与える可能性があるのではないかなと私は考えております。

そこで、幾つか質問をさせていただければと思いますけれども、先ほどもチラッと申しましたけれども、ペレットが今、組合を中心にございまして、そこに今度バイオマスセンターを新しくつくって、そこでチップの製造も始めるということですが、この木質ペレットと、今度新しく開始するチップ、こちらの住み分けというのはどのように考えていらっしゃるのか、お答えをいただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） チップとペレットにそれぞれ特色があるのは見てもご存知かと思えます。まず大きさが違います。大きさが違うということは、保管場所が大きくなったり小さくなったりという、そういう部分が当然出てきます。それからギュッと凝縮している関係で、燃料効率の影響が出てきます。私も、これまでも下川町に限らず、全国の中でも例えば紫波町だとか最上町、あるいは2年前には津別町でも開催しました木のまちサミットに続いて、2年前に九州の小国町でも木のまちサミットに参加させていただいた時に、津別と同じように、津別は「つべつウッドロスマルシェ」という表現をしていますけれども、ほかでは「木の駅」というプロジェクトというものも使って材料を集めて、チップもつくるしペレットも両方どこの町でも持っています。用途にあわせてそれぞれ使いこなしているという状況です。ですから津別町が初めてこういう取り組みをするのではなくて、木を中心として生きてきている町は、もう既に先進的にさまざまな取り組みがされています。そういったことを少し後からついていく形になりますけれども、津別町もそれを進めていきたいということで、ペレットのよさとチップのよさ、両方をかみ合わせながら進めていくということで今やっているところです。もう一つ大きく忘れてはならないことは、下川町さんでも強く言うておりますけれども、SDGsの取り組みの一つであります。17のゴールがありますけれども、そのうちの7番目のエネルギーの関係のゴールに向かってのがあるということをお我々も認識しながら進めているところですので、ご了解よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 8番、高橋剛君。

○8番（高橋 剛君） [登壇] SDGsについては、また後でちょっと触れようか

など思っていたのですが、先に町長のほうからお話しいただきまして、SDGsについて言えば、NHKのホームページのSDGsの解説なんですけど、そこで先ほどもお話ししました下川町さんの例が出ていますので、ご紹介させていただこうかなと思って持ってきたのですが、ホームページからなんですけれど、自治体の例では、北海道の下川町では、林業の衰退で未利用になった木材をバイオマス燃料として活用し、地域の熱供給の半分以上を賄えるようになるとともに、発電して売電収入も得て、雇用や過疎化対策にもつなげています。これは、7番のエネルギー、8番、雇用と経済成長、11番、住み続けられるまちづくり、13番、気候変動、15番、森林保全といった複数の目標の同時解決を目指す取り組みと言えるということで解説がございました。津別でも同じような取り組みですので、津別がこの事業を進めていけば、同じようにSDGs非常に貢献できるものと私も考えておりますし、政策としても非常によろしいのではないかなと思っております。

そこで、中身でそうするともう一つ疑問になってくるのが、当然、生産量というのが増えていくのかなという思いがございまして。その場合、先ほどのご答弁にもございましたけれども概要版、こちらの報告書ですけれども、こちらのほうでも原材料としては、どんころ、それと枝条ということでございました。バイオマスですから、バイオマスは従来捨てられていた無価値のものに価値を見出して利用する、価値を付加して利用するということだと私は認識しております。木質バイオマスですと具体的には木材工芸のときに生じる木くずですとか、家屋の解体時に出る梁や柱、こういったものが今まで全部捨てられていたんだけれども、それをバイオマスとして活用していくということかなと思います。先ほども言いましたどんころですとか、枝条に関しましては、山で働いていらっしゃる方にもお伺いしたのですけれども、昔は谷地にどんころを捨てていたと、そういったようなお話も聞きますので、まさに木質バイオマスの立派な原料であることは間違いないと思います。

そこで、このどんころとか枝条なんですけれども、こちらのほうの量というのは十分に集まっているのでしょうか。また、将来的にも供給量は安定して大丈夫ということが言えるのかどうか、今の時点でのお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） まず、この取り組みが、もとを正せば平成19年ですから、ちょうど私、平成18年、前の年の12月に町長になりましたけれども、翌年の平成19年度に津別町バイオマスタウン構想というのを作成しております。あわせてその時に、京都議定書に基づきまして、津別町地域温暖化対策実行計画というのをその時に同時につくっています。そこでCO<sub>2</sub>をできる限り削減していこうということで、数字的には例えば役場の車何かもハイブリッドに変えていったりとか、それまでの燃料をペレットに変えていったりとか、さまざまなことで京都議定書の数値というのは早々とクリアしている状況にあります。その後、平成21年には、先ほど言いましたとおりペレットの協同組合ができて、その製造施設は町のほうでも整備しておりますけれども、そこでペレットをつくって、あわせて町民にもペレットストーブの支援をするという形でぜひ使ってくださいということで始めたところです。その後、平成24年に津別町の森林バイオマス熱電利用構想というのを作りまして、これは丸玉さんの熱を何とか活用できないかということで取り組みを進めてきた経過もあります。その後、翌年の平成25年には、環境基本計画を作成いたしまして、そして平成27年には津別町モデル地域創生プランをつくりました。これを元に、第6次の総合計画だとか、あるいは環境基本計画に具体的実行プランとしてさまざま載せていると。その流れの中で、今、地域内エコシステムのモデル事業というのを林野庁の補助をまた活用していただいて、建物も含めてそういう基地づくりを初めていくということです。これは既に動いていますペレット協同組合がありますので、そことの関連性もしっかり持ちながら進めてまいりたいというふうに思っているところです。昨年、このモデル事業を活用しながら、ご承知の現地視察も行っておりますけれども、本岐の元の中学校の所のグラウンドを活用して林地未利用材の収集を行って、今300立方が集まっているというふうに聞いているところです。これから具体的に木の駅と言いますか、ウッドروسマルシェというものができてくれば、そこに行けば買ってもらえますので、今度、個人でも軽トラか何かに積んで、不要になったものを持ってきたりとか、そういうことでも集まってくるだろうと想定されていますので、そして国有林あるいは道有林の中に未利用材もありますし、それから伐採する上で不必要な部分そのまま捨てられたりもしますので、それらを合理的に収集できる方法ということで、これも地元の建

設会社の方で機械を購入したりしておりますので、さまざまな協議会は、全部、地元の業者も全て入ったり、それから道の機関も入ったりということで、総合的にいろいろ検討がなされていますので、いよいよそれを建築する段階に今入ってきたという状況であります。

○議長（鹿中順一君） 8番、高橋剛君。

○8番（高橋 剛君） [登壇] わかりました。今のところ 300 立方確保している状態で、しかも、それをこれからも別な形でも利用していくというようなことで、いけるのではないかとということで理解をいたしました。

次に、2番に関連してなんですけれども、利用者の側に立って少し質問をさせていただければと思うのですけれども、津別町ではペレットストーブの購入の助成制度がございます。それで資料のほうを見させていただければ、平成 21 年に始まって、令和 2 年までで全部で 22 ということで、少なくともはないのかなと思うのですけれども、残念ながら、ここ 2 年ほどこの補助制度の利用がないと。これはなぜと言いますか、やはり民間の利用が進まないと消費のほうが進んでいかないと供給のほうを充実させてもなかなか広がっていかないのではないかなと思いますので、この 2 番の質問をさせていただいて、今、全然広がっていない状態なので、何か戦略はございますかということでお伺いをいたしました。そうしますと、展示会等ということで知っていただくという機会を増やすと、これももちろん一つの手だと思います。私も個人的に考えさせていただいて、何かいい手がないかなと思っていたのですけれども、個人的に、今、私も灯油ですけれども、灯油から変わったときに何が大変かなというと、ペレットにしるチップにしる、置いておく場所だったりとか、あとは必要な分を家の中にそれを持って行って袋から入れるとか、そういうことを全部ずっとしなきゃいけないということが 1 番大変なのかなと。あと個人的には、朝、寒い中、火をつけるというのが大変なのかなと思ったりもいたしました。そうすると、そういうお話をしていると、この間、今の新しいのは、朝、自動的につけてくれるような機能もついている機種もあるということでチラッとお話をお伺いしたのですけれども、そういったような、今だったらペレットストーブでもこういうことができますというような紹介を積極的に町民に向けてやっていってもいいのではないかなと思います。そういうことも例えば

ですけれども広報で今だったらこういう機能がついていますという、そういうのを紹介するとか、そういったようなことがあってもいいのかなと私は思います。それに関して、一つの広報の戦略として、町としてどのようにお考えになっているのかお聞かせいただければと思います。

また、事業者向けなんですけれども、木質ボイラーの導入可能調査を2年ぐらい前からやられているかと思います。報告書のほうにも導入の可能性を令和元年に探って令和2年、2020年、導入可能性の精度向上を行いました。令和3年、今年ですけれども関係各位と合意形成を図りながら導入に向けた準備を予定していますということで書かれているのですが、こちらが企業向けというかそういう形だと思えるのですけれども、その辺の今までやってきた感触というか、進捗状況というのはどうなっているのか、あわせてお答えをいただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） PRの関係ですけれども、平成21年から始まりまして、事業所も含めると38台導入されているところです。ですけれども年間でいけば、1年間に3台導入されたのが1番多くて、あとは1台というようなことが中心になっていまして、平成21年から見ると、ペレットストーブの性能も随分上がってきていると思います。以前、業者のほうで発表会を津別でもして、こういうものがあるということで、輸入物が中心でしたけれどもありました。非常に色鮮やかなやつもあれば、さまざまな形のいいものもあつたりしますけれども、それ以降、またいろいろ技術も進んでいると思いますので、とりあえず、まず、こういうものが新規に技術改善がされているということは、現物を見るほうが、たくさん会社から来るということにはなかなかないかと思えますけれども、そういうことをとりあえずやってみようということで、これは確か決算特別委員会でもお話ししたかと思えますけれども、そのようなことをやっていきたいと思っています。

また、広報でもずっと流して、助成制度の記事も載せたりとか、あるいはタウンニュースつべつでも紹介をしておりますけれども、そういう映像のところも中心に進めていければと思っています。

ただやっぱり思うのは、ペレットストーブを使うとなると、やはり新築に際してス

ペースをしっかりと取って、ペレットの置き場所も含めて、それからストーブもやや大きめになってきますので、そういう構造的なものをしっかりその家の中で初めから設計されていないと、なかなか後からつけるということになると、ちょっと難しいかなというふうにも思ったりしていますけれども、今の時代の流れの中を見ていくと、新築というのが非常に人口減少もありますけれども少なくなってきています。過去の数字をずっと見ていくと2桁、それも十幾つとかではなくて二十何軒、三十何軒何ていう単位で家が建っていた時代もありますけれども、そういう状況にはありません。むしろ賃貸がだんだん進んでいくような世の中の流れになって、要は、ローンで自分の一生をそれで縛られたくないという、そういう流れもやっぱり一つにはあるのではないかと思ったりしているところですが、そういう中でも、こういうSDGsのものの考え方だとか、それからもっと平たく言えば地球温暖化に自分のできる範囲の中で何とか対応していこうとか、そう思っている方たちもいることは事実ですので、そういうところの方たちにまた使っていただきながら、そこからまた発信をしていただくようなことを進めてまいりたいなと思っています。

また、調査の関係ですけれども、これは木材工芸館のキノスとランプの宿森つべつに導入できるかどうかということで調査を行って、キノスについては可能ということになって、ご承知のとおりこれから導入する運びとなっているところですが、ランプの宿については、施設が旧館、新館とか形の問題とかで非常に複雑になっていて、なかなか専門の調査結果によると、置き場所も含めてちょっと厳しいですねというお話を受けているところです。ですから、これからはまちなか再生等々もありますので、可能な限りチップが導入できるような設計にならないか進めていくのは当然ですけれども、あわせて農業分野でもチップそのものが燃料だけではなくて、ほかの用途としてもたくさん使い道がありますので、そこの拡大も進めていきたいと思っていますし、それがよその町や市にも販売できれば、それに越したことはありませんので、そういう形で進めてまいりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 8番、高橋剛君。

○8番（高橋 剛君） [登壇] わかりました。キノスのほうは導入で、森つべつのほうは残念ながらということで、先ほども言いましたけれども、民間の利用がどん

どん進んでいけば、それに伴って生産量等も増えていくのかなという気もいたしますし、それと先ほどご答弁の中にあまり優位性がないということでご答弁が一部、まあ経済的な優位性が強いとは言えないということでご答弁いただいたのですけれども、これはどうしても対灯油ということになると、いろんな世界的な原油の動きとか、そういったものにも左右されますので、ただ、ぜひこれが進んでいけばいいなと思いますし、また、これは例えばですけれども森林環境譲与税ですとか、これの活用ですとか、あとは生産量を増やすことによってコストの削減ですとか、これからそういったようなことがもし起きれば、さらに経済的な優位というのもペレットを保てる可能性もございますし、その辺もご検討いただければなというのが私の意見でございます。

次に、運営について少しお伺いさせていただければと思うのですが、これを見ますと先ほどからお話もごございますが、バイオマスセンターはどうしても収集ですとか加工ですとか販売、販売するには営業とかも必要なのかなと思ったりもするのですけれども、そうすると組織的にそこそこ人がいたりとか、組織的にある程度の大きさがないと難しいのかなと思うんですが、運営というのはどこが担われる予定になっておりますでしょうか。

また、その資金、こちらのほうもどのように、今、決定ではないと思いますが、今の段階でどのようになっているのかお教えいただければと思います。こちらのほうの報告書の中にも、これを運営するのが津別町再生可能エネルギーマネジメントセンターであり、公民連携の組織を目指していますということで書いてはあるのですが、具体的な記述がなかったのですけれども、今の段階でということで、組織と資金面、これはどういう負担になるのかお教えいただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 現段階では、ご承知のとおりペレット協同組合、林業関係、それから建設関係の方たちでつくっている組織がありますけれども、平成27年度から配当もできるような組織にまで成長してきております。ここが全てペレットの営業も含めてやって、実績のあるところですので、ここと協議をさせていただいているという状況であります。

建設費については、ペレット協同組合のときもそうでしたけれども、機械類、建物



はあるものを使いましたけれども、中の機械等については町のほうで購入してきておりますので、同じようにバイオマスセンターにつきましても建設は補助事業を使って建設をしていく予定としています。あとの運営については、新しい組織の中で進めていくという形になると思います。

○議長（鹿中順一君） 8番、高橋剛君。

○8番（高橋 剛君） [登壇] わかりました。運営に関しては、資金もそうでしょうけれども、まだ話し合いの余地というのはあると思いますし、今後も変わると思いますので、関係各位の皆さまが1番働きやすい、そういったような組織、そして先ほどの渡邊議員の一般質問ではないですけれども、独立独歩でやっていけることができるような組織というかそういったような数字が残っていければ、非常に町としてもありがたいお話なのではないかなと思いますので、これに関してはよろしくお願いをしたいと思います。

それと、次はちょっと提案させていただければと思うのですが、先ほど何度か下川町さんの例も出したのですが、この取り組みというのはSDGsの観点からいっても、つまりエコロジーの観点からいっても、移住等の政策からいっても、これをやっていることを対外的に発信するメリットは、私は大きいと思っています。これは、町外に私は積極的にアピールをすることによって、対外的なイメージと知名度を津別町は上げることができる可能性があると思っています。ですから、私もそうですけれども機会をとらえて、ぜひともこれを町外に積極的に町としても発信していただきたいと私は考えております。それに関して、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 高橋議員おっしゃるとおり、まさしくこういった事業というのは、これから地球を守るというか、自分、人間がずっと生活できるような環境を維持していくというためには必要なことであろうと思っています。日本は今、人口はどんどん減っていつている状態ですけれども、世界規模で見ると人口は限りなく増えていつています。人間が増えるということは、吐く二酸化炭素もそれだけ多くなっていくということですから、それをどんな形かで吸収したりとか削減していかないと息が吸えなくなるようなそういうことにもなってしまうので、そういう意味では、や

はりそれに対応するSDGsの一つの取り組みとして本町も進めているということは、やっぱりPRすべきだろうと思います。

また2週間ぐらい前、日曜日の夜に、東京で「カガリ火」という地域おこしの雑誌があるのですけれども、そこから要請がありまして、北海道の首長の意見交換会をやりたいということでWEBでやりました。夜に来て、私も町長室で、私の所もWEB環境が整いましたので参加させていただきました。その中で、下川町の谷町長も参加しておりましたけれども、そこからも、今、下川町とニセコ町でSDGsの取り組みの一環を認定を受けておりますけれども、そういったことをぜひほかの町も一緒に仲間に入ってやりませんかという声掛けもいただいたところでもありますので、今まで下川町さんともお付き合いは久しくさせていただいておりますので、さらに、そういうある意味先輩ですので、そういう所ともさらに深くつながりを持ちながら、一緒にできることはやって、そして、そのことを皆さんに伝えて、そこでおもしろいことをやっているなということでもたまた来ていただけるように、移住していただけるような、そんな町になっていくような努力はしていきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 8番、高橋剛君。

○8番（高橋 剛君） [登壇] 質問は以上になります。

最後ですけれども、今日の1日のまとめといたしましては、単体でこの事業を考えた場合でも、これを進めることによって短期的には公的な施設のランニングコストを下げるという効果が期待でき、長期的には、津別の山々の保全・維持ができ、それが利益として森林関係者に回すことができる。対外的には、津別町の取り組みというか、津別はこういう町ですというのを誇って、胸を張って対外的にアピールすることもできる。私は非常によい政策なのではないかなと思っています。

ただ、建設費用だけでいうと、概算ですけれども、今のところ全部合わせて4億3,670万円ということで数字は出ておりますけれども、先ほど言った短期的な利益を考えた場合だけでも、それを10年間続ければ、ほぼ建設費用をペイしちゃうんじゃないかなというものもありますし、私は建設費用を考えても非常にいい政策なのではないかなと思っています。先ほども言いましたが、個人的にも機会があれば、津別町のプラスの面で、うちの町はこういうのをやっていますということで発信をしていきたいと思

います。ということで私の一般質問を終わりたいと思いますが、最後に町長、何か一言あればお願いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今、ずっとお話をしてきたところであります。長い意味では、やっぱり省エネという形で言っていますけれども、それはある種コストの削減とか、そういうことで進んできた経過もありますけれども、そうではなくて、もっと大義名分と言いますか地球温暖化対策ということで、そういう意味合いでもしっかりと進むべきだろうと思います。

議員ももしかして読んだかもしれませんが、今ベストセラーになっている本に人新生の資本論というのがありますけれども、この間BSでもその本を中心に議論がされておりましたけれども、やっぱりエネルギーの消費そのものも抑えていかないと、この先、やはり大変なことになることが書かれております。例えば車なんかも燃費をよくする努力をずっとしてきて、昔だったら、僕は20代ぐらいの時だったら、軽自動車でもリッター17、8キロ走ればすごいなというふうに思っていたのですが、今は楽に30キロなんて燃費がよくなっています。ハイブリッドなんてもっとそうになっていますけど、ところで一方で、そういう燃料の部分でいけば、かなり削減されてきているのですが、一方でまたSUVだとか車自体が大型化して行って、そして電気だとか燃料がさらに多く使われている、それを絶対量を少なくしなきゃ、これは技術革新をしても、その部分をまた別の分野で使っていくということになると、いつまでもたっても物事が進まないという状況になりますので、津別の場合は森林というところがもつ特殊性に着目して取り組みを進めていこうというふうに考えていますので、まず一つずつ歩みを進めながら、対応をしていくことしか正直できませんので、それを一つ一つ進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午後 2時 44分

再開 午後 3時 00分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

次に、9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君）〔登壇〕 それでは、先に通告をしておりました質問につきまして、よろしくお願ひしたいと思います。

新庁舎建設についてでございますが、平成30年6月に設置されました「津別町庁舎等建設審議会」に諮問され、町民の意見を取り入れ基本構想・基本計画は完成しております。

設計業務の事業者を決定し、町民説明会、建設審議会、議会特別委員会等で検討され、基本計画及び実施設計を完了、令和元年11月に建設工事が始まり、日々工事が進行している状況を町民の皆さまは期待を膨らませ、新庁舎の完成を待ち望んでおられたものであります。

連休明けの5月に新庁舎に旧庁舎から移りまして供用開始となりました。多くの皆さまが期待をしておりましたが、1階全体の執務室含めて暗いイメージ、特に執務室で働いております職員の様子がはっきりと見えないなど、町民の多くの皆さまが暗いと、新庁舎の印象が悪いものに現在なっております。

そこで、次の点につきましてお伺ひいたします。

1点目、新庁舎の執務室等の照明と窓の採光及び屋上にありますハイサイドライトについて、どのような設計で考えられたのか。

2点目、職員の執務や町民の利用環境は快適で創造性が高い空間とするための、特に公共施設につきましては、照明設備が重要視されているところであります。設計段階で省エネルギー性との両立の検討をされたようではありますが、どうであったのかお伺ひをしたいと思います。

3点目、このように暗い執務室、特に1階につきまして必要照度が確保できるよう照明設備の改善を図るべきではないかと思ひます。

この3点につきましてお伺ひしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 山内君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、新庁舎執務室の照明改善についてお答えを申し上げ

げます。

はじめに、新庁舎の執務室等の照明と窓の採光及びハイサイドライトの設計についてでありますけれども、照明に関しましては、J I S基準に基づき設計されています。ちなみに基準では 300 から 750 ルクスとされており、執務空間は位置により異なりますが、天井照明だけでも 300 ルクス以上を確保しています。また、製図などの細かい作業では 750 ルクスが推奨されていますことから、事務室各席にはデスクライトを設置しています。

このような照明システムは、「タスク・アンビエント照明」と言い、基本的には天井照明からの照度を少し落とし、デスクライトで必要照度を確保するといった考え方であり、欧米ではオフィス空間の照明として主流になっています。国内においても、庁舎に採用される事例が増えており、最近では芽室町などでも新庁舎にこのような方式が導入されているところです。

採光については、庁舎の全外周面に天上まで達する窓を設け、太陽高度の高い夏季の直射日光をカットする役割を持つ大きなひさしを設けており、旧庁舎では季節を問わず日中は、ほぼブラインドを下したままでしたが、新庁舎では、ほぼ上げたままの状態となっています。

また、ハイサイドライトは、日中の照明負荷軽減と換気の役割を担っており、特に 2 階の執務スペースは、日中はデスクライトを使わなくても十分な照度が保たれています。照明、採光において照明負荷はもちろんですが、換気負担、冷暖房負荷もあわせて軽減させようとするものであり、積極的に省エネルギー性能向上を目指した設計となっています。

次に、職員の執務や町民の利用環境と省エネルギー性を両立させる検討についてですが、省エネルギー性については先に述べたとおりですが、快適性を測る指標は照明だけに限らず、温度環境、湿度環境、音環境など多岐にわたります。照明はその一つであり、測る指標も、光度、光束、照度、輝度、高速発散度、色温度があります。新庁舎の建築にあたっては、設計者に対して当然ながら快適性能についても伝えており、本庁舎がその回答ととらえているところでもあります。

次に、必要照度を確保する照明設備の改善についてですが、必要照度は、照度検査

において確認しています。照度とは、水平面での光の当たりぐあいを測ったもので、設計と施工段階で照度分布図を作成し、シミュレーションを行いながら確認しております。

議員の言われる「暗いイメージ」は、内装色からの印象もあるかと思いますが、採用した「タスク・アンビエント照明」は、経済産業省が普及を進めている照明システムでもあり、建物全体を明るくするという考えではありません。町民から尋ねられた折には、世の中の動きや設計の考え方について都度お伝えしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） [登壇] 1点目のお答えでございますが、設計で国の基準に基づいてやられていると。お答えでは300から750ルクスと今お答えをいただいたところなのですが、国が奨励する照度によりますと500から750ルクスが適正というふうにいわれております。この天井照明だけで300ルクスを確保している。どれぐらいの明るさかと申し上げますと、都会でいう商店街のアーケードを想像していただければわかると思いますが、あそこの中の照度が約300ルクス、皆さん、そういうアーケードの下を通られたことがあると思いますが、恐らく字を読むことはなかなか難しいと、暗いイメージになるのは当然だと思います。携帯ぐらいが読めるのかなと、そういう状況の300ルクスを確保しているからいいんだというようなお答えでございますが、この暗いイメージというのはお答えの中で述べられておりますが、やはり町民が使う公共空間、職員が長時間働く場、そこを考えたときに、この300ルクスでよかったのかどうか、大体奨励されている照度では500から750ルクスが適正だと一応示されているところです。そういうことで設計されたというお答えをいただいておりますが、町長に1階の執務室で働いている職員が、デスクの上にデスクライトをともにして仕事をしていると、なければ仕事にならないという感じだと思います。この異様な状況でいいんだと、流行りかどうかわかりませんが、私と町長の感じるのは同じだと思います。町長は明るく見えるわけではないと思いますけれども、それあたり照度についての判断について再度お伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 先ほど申しましたとおり、今、経済産業省あるいは環境省では「あかり未来計画」というものがつくられています。そういうことを設計会社が当然承知の話ですので、時代にあった照明設計を今されているところです。このタスク・アンビエント照明というのは、昔でいけば上の所に 750 ルクスを用意して、それで全部カバーして、そして仕事をしたり、そういう空間があったのですけれども、今欧米も含めて一般的になっているこの照明方式というのは、上を 300 ルクス、そして手元を 750 ルクスにするという照明の仕方です。これも SDGs のものの考え方が出てきているわけなんです。それを今、時代背景の中で津別町役場もそういう形で設計されてきていますし、たまたまここを設計した会社というのは、芽室町さんも一歩早くオープンしていますし、それからニセコ町さんもそうですし、そして今、これから小清水町さんも同じ設計会社がやるということになって聞いておりますけれども、こういう照明方式は、これからどんどん一般化してくるというふうに思います。議員も私も 70 歳ですので、昔の照明、昭和の時代のことを思うと何となく上が明るくないと落ち着かないというのがありますけれども、多分、バブルのところぐらいまでは、そんな感覚というのはあったのでしょうけれども、やはりそれ以降は厳しい経済状況の中で省エネというのがコストカットの役割を果たしていたかと思えますけれども、今の時代は、やはり SDGs のものの考え方で、地球の温暖化対策ということで進められているというふうに考えておりますので、その一端として、ある意味ではここは最先端の照明、今の時代の流れのシステムになっているということをご理解いただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 9 番、山内彬君。

○9 番（山内 彬君） [登壇] 町長のお答えはもっともらしいのですが、それじゃあ役場庁舎に入られて用事のある町民、来客、町外の来客を含めて皆さんが暗いというふうに感じて、なぜ暗いのですかと、ほとんどそういう答えだというふうに思います。会社の事務室であれば町長の答えるような考え方でもよろしいかと思えますけれども、やはり役場の庁舎という公共施設の目的をそこに加味しなければ、省エネという形で職員の事務の机上にデスクライトを置くと、かつ町民の窓口のカウンターでさえ職員がデスクライトを持って来て対応をすると、こういう役場というのはだれも想像していなかったと思えますけれども、多分、私の推測するところでは設計の段階

で大丈夫だという計算が出たかと思いますが、実際に出来上がると違っていたということではないかと思います。

2番目になりますけども、お答えいただいたのですけども、職員が特に1階なのですけども、町民の皆さんが暗いという感じ方、職員はどういうふうに感じているか、職員のほうから町長に改善の申し出があったかどうかはわかりませんが、職員については、町長に対して改善してほしいと、そういう声があったのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私のほうから先に、私のほうには職員から要望はありません。あるとすれば労働組合を通じて正式な文章が出てくるかと思いますが、そういうことは一切ありません。ただ、総務課長のほうにあるかどうかまではまだ承知しておりませんので、あれば発言してもらいたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（近野幸彦君） 庁舎が5月に開庁して、今6月です。組合交渉等もない段階ですけども、ご存知のとおり旧庁舎もまだ建ったままですし、あれがなくなれば光の入り方も大分変わってくるのかなと思いますし、あとそれぞれの体の慣れというものもありますし、今まで周りの環境、周りが今までにない木でつくられていると、木の色が白いライトからちょっと黄色っぽいライトに変わったということで、手の面ではそれなりの光があっても感じ方というのは慣れが必要なのかなということもありますので、もう少し様子を見ながら職員からは声を聞いていきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） 〔登壇〕 今、総務課長からお答えをいただいたのですけれども、職員組合のほうからそういう申し入れがあったと。ということは働いている職員がそういうふうを感じるわけですから、デスクの上にライトをつけていても、おそらく仕事しづらいというか、そういう感じで町長のほうに申し入れたのではないかと思います。それでなかったら労働組合も机の上が明るくて仕事が満足であれば、そんな申し出は出ないと思います。そうでないですか。何でもなかったら、多分、労働組合もこれでいいと。そういうことで、今、総務課長が旧庁舎を解体したら少し明るく



なるのではないかと、これは副町長も前にちょっと言っていましたけども、これはあまり影響がないと思います。これは町民の特に高齢化が進んで、町の窓口のカウンターに来て弱視の方だとか、緑内障だとか白内障だとか、そういう障がいを持っている方も結構多いというふうに聞いておまして、その中の方に聞いたのですが、ほとんど暗くてわからないと、読めないと。要するに窓口の案内のサインでさえ読めないと実際に言っています。そういう庁舎で町長いいのですか。お答えいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（近野幸彦君） ちょっと先ほどのもので、職員側から申し出は今のところないということで答えさせていただきました。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今ちょうどお話ししようと思ったのですが、課長のほうからもあったとおり、そういう申し入れは今のところないということでお話ししたのですが、あったということでまたご質問があったのですけれども、現在のところありません。今、総務課長も言いましたとおり、多分、旧庁舎が壊れると多少変化も出てくると思います。副町長も私もすぐ向かいが旧庁舎で町長室・副町長室でした。新しい庁舎がすぐ目の前にどんどん建って行って、全く日が入ってこなくなって、ずっと電気をつけて、そして風も入ってこないものですから、逆に夏は大変涼しい状態がありましたけれども、そういったことも1年半ぐらい経験しておりますので、変化は確かにあるというふうに思います。それほどやはり言われる状況にもないのかなというふうにも認識しております。一定の基準にJ I S基準にあわせた採光はしっかりとれておりますので、そこのところは、それに設計会社にクレームをつけるとか、そういうことにはなっていないと考えております。これは照明のパターンが時代の変化とともにあわせて設計しているということをご理解していただきたいと思いますし、そういうことで、確かに来られる町民の中で感じる方もいるかと思いますが、それは最初の答弁でも申しましたとおり設計の意図だとか、それから時代の流れだとか、それは理解していただくということでお話をさせていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君）　〔登壇〕　先ほどJ I Sの基準で、基準として 500 から 750 ルクスが適切だというふうに私は申し上げたのですが、お答えでは 300 ルクスということで最低の基準ということになります。一つは1階の天井の仕上げ材がまず暗い、それと、この議事堂と同じような照明器具で球の種類がちよっと違うと、そういうものを通常では事務室には使わないと。美幌、北見だとか、新しい庁舎を私は見たのですが、ほとんど直管、アンビエント照明はL E Dの直管を使って事務室の明るさを保っている。

うちの庁舎に入ると、どこかのスナックに入ったような感じで薄暗くて、天井の照明自体、そのように設計された趣旨がよくわかりませんが、それをよしとするトップの町長もはじめからわかっていたのかどうかわかりませんが、やはり先ほどから申し上げているとおり、働いている人の環境だとか、それから多くの町民の皆さんが利用する空間をある程度明るくて、ある程度職員の顔も見えるそういう庁舎でなければならないのではないかと思いますけども、それあたりについて町長が一貫として先ほどのお答えで通すのであれば、そういうふうに感じているのであればしょうがないのですが、やはりそういうふうに改善するものはしていかなければ、町長は役場庁舎を建てるときに 100 年もたせると。要するに 100 年間、執務室を使うということになると。それでよろしいのかどうか、再々確認ですが私もいろいろ町民の皆さんに聞かれるのですが、こういうお答えが町からきたと言わざるを得ませんので、再度お聞きをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君）　町長。

○町長（佐藤多一君）　何度もお答えしておりますとおりタスク・アンビエント照明というシステムを導入したということでもあります。この照明のシステムについては、経済産業省が推奨している照明のあり方ですし、環境省もあかり未来計画の中で少しでもエネルギーを縮小させていくということで、全国的に進めようとしている計画であります。これは平成 24 年から進められている計画ですので、それに基づいて町もその対応をして進めているということですので、これは理解していただけるかどうかというのは、その都度ご質問があればお答えをしていくという以外にはないのではないかなと思っております。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君）〔登壇〕 町長は、多分、技術屋の話を聞いて答えているのではないかと思いますけども、このまま100年間使うということを町長は考えていると、新しい庁舎は100年使うということで、計画段階で言われているところです。それでは、先ほど総務課長に組合からの正式な申し入れではないのですが、職員がこのような状態で長期間働いてストレスがたまってしまう状態になるとか、視力が落ちるとか、そういう健康に害が出た場合に町長が責任をとるということでいいですか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 個々の照明というのは750ルクス確保できているんです。上にあるよりも、もっとこのほうが明るいです、事務をやるには。そういう環境をしっかりと整えているということです、そのことによって今議員がおっしゃるような状況になるというのはちょっと考えづらいと思います。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君）〔登壇〕 町長、それだったら職員に聞いてみたらいいと思います、1階で働いている職員に、一人一人に聞いたわけではないでしょうね、ただ自分で感じている、技術屋の話を聞いてそういうふう感じて答えていると。それでは下で働いている職員に聞いてみてください。快適な環境で仕事をしているのか違うのか、暗いのか、やりづらいのか、いろいろあると思います。そこをきちっと把握する必要があるのではないかとやっているのです。ですから、このまま使うとおそらく健康に害が出る職員が出てくるのではないかと心配しているわけです。町長、副町長は環境の一番いい場所で仕事をしているからあまり感じないと思うのですが、職員と同じ暗い300ルクスでデスクスタンドを立てて一定期間仕事をしてみていただきたいと思います。どう思うのか、いいねとを感じるのかそこだと思います。やはり職員が働きやすいものを町長が守る、そういうリーダーでないとおかしいと思います。そのことについて考えが変わっていなければしょうがないのですが、今後そういうこともいろいろ調べて見直すという考えが少しでもあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（伊藤泰広君） 私は職員の安全衛生委員会の安全衛生管理者という形の立場にいます。職務環境につきましては、何かありましたらそちらのほうで定期的に協議会をもっていますので、もちろんその中には組合の方もいますので、そこでは確認をとっていきたいと思います。

ただ、先ほど町長室、副町長室は明るくていいでしょうという話があったのですが、半面これはとある大学の研究結果ですけれども、今VDT操作が多くなってきましたので、周りがあまり明る過ぎるとVDT、輝度を上げないと操作しにくいというものがあまして、それが目に非常に負担をかけるという話がありまして、そういう意味では全体の明るさを少し抑えてVDTの輝度を抑えるというほうが目にはいい、あと精神的にもいいというのがありますので、その辺も実際建って、移ってからそんなにたっていませんので、その辺の検証もしながら安全衛生委員会の中では、それが正しい明るさなのかどうかというのを検証していきたいと思いますので、その辺を私のほうから答弁させていただきます。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） [登壇] できたばかりで、それぞれ総務課長ではないけど急に環境が変わったせいもあるのではないかと、いろいろあると思いますけども、もう1カ月たつと、それ以上たつて、まだ町民含めて職員もそういうふうを感じていると思いますので、ぜひそのあたり間違っているものは改善するとか、そういう気持ちを持たなければ、この先、職員が意欲的に仕事をするとかそういうものが低下するのではないかと思います。

それから、先ほどカウンターの所の明るさの問題について、職員がいきなりスタンドを持ってきて、これで読んでくださいとか、そういう対応をする窓口というのはほとんどないと思うのですが、やはり、できれば速やかにカウンターの上辺り、ある程度お客さんがそこで出された文章をパッと読めるとか、そういうきちっとした対応をすべきだと思います。

それから、これも新しい庁舎ですので掲示物何かは指定されて1カ所ぐらいあるのではないかと思います。あそこも暗い状態で気がつかないというか、来たお客さん、町民の方のほとんど気がつかないような場所にあつて、薄暗いような感じで掲示され

ています。やはり新しい庁舎ですので、どこでも掲示するのはふさわしくないと思いますが、せつかくデジタルサイネージがあるのであれば、これは津別病院だとかさんさん館にもあるのですけども、そういう町民に知らせる掲示物をデジタルサイネージを使って町民の皆さんに瞬時的に見ていただくとか、そういうものも考えるべきではないかと。2階にもデジタルサイネージはあるのですけども、役場に来て、長時間それを見ていく方というのはほとんどいないと思います。用事を済ましたらほとんど帰られると、長時間デジタルサイネージを津別病院だとかさんさん館と違って、長時間そこにとどまって見るということはないので、やはり有効利用を図るのであれば、そういうものを町として考えて、少しでも明るい庁舎になるように図っていただきたいと思います。

先ほどからお答えいただいておりますけども、芽室町だとか、ヨーロッパだとか、それはそれで、津別としてどうすべきなのか、どういう環境がいいのか、やはりそれあたりをとらまえて今後検討していただきたいと思います。

最後に町長何かあればお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今、デジタルサイネージだとかカウンターの関係も出ましたけれども、そういったところで改善が図れるものはしていくべきかなというふうには思います。設計にあたって、職員の検討委員会が組織化されて、そこもずっといろいろな検討がされてきているんです。貼りもの関係だとか、ベタベタあちこちに貼らないようにとか、あるいは書類の整理の方法をどういうものを導入していくだとか、長い時間かけてさまざま自分たちがこれから執務をする上で整えるべき環境というものは職員の中でみんな話し合われて、それが設計者に伝わって、そして進めてきた経過がありますので、自分の家を建てたときでも、ここをもうちょっとこうしておけばよかったなというのは多少あると思いますけれども、全くそういう声を抜きにして進めてきたということは一切ありませんので、それをベースにつくられたものでありますので、今の明かりに対するものの考え方というのは、しっかりと持たないとならないと思いますけれども、微調整すべき部分というのは、もし家を建てたときにもありますので、あるのであれば、それは対応させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 次に、1番、篠原真稚子さん。

○1番（篠原真稚子さん） [登壇] ただいま議長のお許しをいただきましたので、さきに通告した件につきお伺いをいたします。

コロナワクチンの予約と接種についてです。

本町におきましても、津別病院の協力をいただきまして高齢者は5月14日より集団接種が開始されています。今日の行政報告の中でも数字等が出ていたかと思えます。

1カ月以上たったところですが、接種計画が市町村ごとに異なっているため、毎日のようにワクチンについての接種状況についてテレビ等でも報道されていて、町民には非常に関心が高く、現在までもかなりの方が接種されているというふうに思いますが、次の点についてお尋ねしたいと思えます。

現在、本町において、医療従事者、高齢者等が1回目はどれぐらい終わり、2回目等の数字もお答え願いたいと思えます。

二つ目は、高齢者ということではないのですが、最初の接種予約は大半の方はまずはコールセンターにお電話をされたかと思えます。そこで聞くと、もう1日以上も頑張っていた方もいらっしゃるようなことで、その後、改善された面もあろうかと思えますが、今後に向けた改善策等も含めて二つ目に聞きたいと思えます。

三つ目では、ファイザー社は当初16歳以上というふうなことだったのですが、今から2週間ぐらいかもっと前でしょうか、12歳からでもというふうな報道がされているようですが、津別町の現状においては、住民に周知する上で12歳以上、64歳以下の次の接種に当たろうとしているのかお聞きしたいと思えます。

4番目には見通しですが、津別町は現状で聞いている段階では、高齢者のところは88%で9割の方が1回目接種を終えているということではありますが、全体をとおしては、ちょうど長い期間になるかと思えますが、津別町においてはワクチンが入ってくるところの状況にもあろうかと思えますが、どの辺のところを見通されているのかお聞きしたいと思えます。

それから五つ目ですが、これは接種が受けたくても受けられないというか、そういう人のことで、道新で接種を受けないことによる差別というか、そういうものがあつ

てはならないということが報道されていたこともあります。そういうことに対するPRというか、今こんなふうにとんどん、例えば国みたいに今日は何人接種をして合計で何人とかそんなふうにしていくと、津別町で例えば高齢者が9割までできています、残りがどうこうということはないのだろうと思いますけども、だんだんしていくとやっぱり本人のいろんな都合で、新しいワクチンということで非常に若い人をテレビで見ている、副反応が恐ろしくて受けたくないとか、そんなような方もいらっしゃるようなので、ずっと経過していく中でどんな方法があるかわかりませんが、そういうところで差別が起きないように声かけというか、現状で考えておられるならそれを最後に聞きたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 篠原さんの質問に対して理事者の答弁を求めます。

○町長（佐藤多一君） それでは、ワクチン接種についてお答えをしたいと思います。

はじめに、本町における医療従事者を含めた接種状況についてですが、高齢者につきましては、行政報告で申し上げましたとおり、6月8日までの集中接種期間内に1,810人の方々が接種し、率にして88.2%の方が1回目の接種を終えています。

また医療従事者、施設従事者等を加えますと約2,000人が1回目の接種を済ませ、町民の対象者の約5割が接種を終えた状況となっています。

次に、これまでの高齢者の予約時の事案を考慮して、今後行う16歳以上64歳までのワクチン接種に向けた改善点についてですが、一般高齢者の接種予約に際し電話がつながりにくい事案が発生しましたことは、全国的に生じていることとはいえ、対象の皆さまにご苦勞・ご不便をおかけしましたこと、大変申し訳ございませんでした。

予約システムやコールセンターの活用、また、他の自治体の状況など不透明な中、初めての取り組みとして全国的にスタートしたワクチン接種ですが、不十分であった点は真摯に受け止め、都度改善に取り組んでいるところです。予約関係につきましては、5月下旬より役場窓口での予約支援を開始し、大変好評であることから、64歳までの方々の接種予約につきましても、現状のインターネット、コールセンター、役場窓口での対応を行うこととしています。

次に、12歳からの学校単位での接種についてですが、6月1日よりファイザー社製

のワクチンの接種対象年齢が12歳から引き下げられました。このことについて、詳細は未定な部分もありますが、厚生労働省が示している「ワクチン接種に関する手引き」においては、16歳未満への接種は、原則、保護者の同伴を必要とし、さらに小学生に関しては、12歳になった日以降の接種として、かつ保護者の同伴が必須となっています。学校内接種となると、強制接種と受け取られかねず、社会問題にもなっており、自由接種としても接種の有無が明らかになることで、子どもたちの特別な興味の対象ともなりかねません。

こうしたことを念頭に置きまして、現在、津別病院と調整中の64歳以下の接種計画時期が7月、8月で夏休みにかかること、12歳から16歳未満までの対象者が95名ほどと少ないことを総合的に判断いたしまして、学校単位での接種ではなく、一般と同じく集団接種または病院での外来接種を計画しているところであります。

次に、希望者全員の接種完了時期についてですが、高齢者の集中的接種は6月中の完了を目途としており、64歳以下の方々については、現在、8月中の完了を計画しております。

なお、さまざまな事情で、この集中期間内に接種できない方につきましては、現在のところ来年の2月末までが接種期間とされていますので、希望される方はそれまでの間に受けられることになっております。

次に、接種回避者の対応についてですが、集団免疫の獲得には、一般的に7割の接種が必須と考えられているため、本町でも7割の接種を目標として計画していましたが、新たな緊急事態宣言が発令されるなどの社会情勢もありまして、希望者は予想をはるかに上回り、高齢者においては約9割の方々が接種をする状況になっています。

副反応への恐れから、接種が進まない状況も想定していましたが、接種率は高い状況にあることから、現時点においては、接種回避者に対する特別な勧奨行為は考えておりませんので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 一つ目のところで、現状での数字をお聞きしました。高齢者のところでいくと9割、それと医療従事者を含めるともうちょっと全



体では5割を今の勢いだと超えているのかなというふうにも思ったのですが、これを見ていると予定されて、津別町で最初はどんどんいっていたかと思います。現実に予約をされていて、前の日に明日接種ですよとか、明日何時からですよとか親切に電話が来ているところもあれば、そうでないところもあったのですが、実際に今日100人の予約をされている、都会何かを見たら、なかなか時間どおりに来られなかったりとかいろんなことがあって、大事なワクチンが使えないままになっているということもありますけども、現実、津別町のところはその辺お約束どおりというか、ほぼ順調に当日を迎えられ、そして今日までですけども、特に大きな副反応について報告があるのかという点をお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） ただいまご質問いただいた内容についてお答えさせていただきます。ワクチンに対する接種の意欲というか反応が非常に高いということもありまして、まず欠席される方がほとんどおられないというのが1点あります。もちろん欠席されたり、体調が悪いという方が何名かいらっしゃいますけども、それに備えまして、津別病院でも院内の従事者の方とか、入院患者さんとか、そういった方々で補充するというのもしていただいています。それでも埋まりきらない場合は、全員協議会の時でしょうか、お話しさせていただきましたけどもワクチンを廃棄するぐらいであれば、窓口対応をするような役場職員にも接種させていただくということで、数名それを打たせていただいています。今のところ廃棄はしないような形で順調に進んでおります。

それと副反応についてでありますけども、具体的なアナフィラキシー症状、重篤な症状であるとか、終わってから何日かの対応として、こちらに重い反応があったということが情報として入ってきていることはございません。熱がある、だるさがある、痛みがあるということで重篤な状況ではないことは報告がありますが、それ以上のものはないという状況になっています。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] やはり若い人よりも高齢者の方というか、すごく早くワクチンを打ちたいというか、そう希望をしている人の声がすごく多く聞か

れていて、それで一斉にというか初日に混み合ったのかなというふうなことも感じて  
います。そういう中で、病院の対応だとか、それから職員とか、そういうことで現状  
は満足のいくような形で進められているのかなというふうに思いますので、このいい  
点は次の64歳以下に進めていってもらいたいというふうに思っています。

二つ目のところの、これは電話がというところでお聞きしたのですが、フリー  
ダイヤルがすごく大変で、私はある人に聞いてすごいなと思ったのですが、75歳  
以上でご夫婦の方が自分のスマホとパソコンと電話と手分けしてやったけども大変だ  
ったという話も聞いて、それから数日後に今度は違う方には、とっても大変だから役  
場に電話をして、なかなかつながりませんというふうに、そういう人の話を聞いて、  
行ったら今度は簡単にしてくれるという話が結構広まっていたりして、だったとし  
たら、もう一つ下のところにすればよかったんじゃないかなというふうに思ったので  
すが、今回は強制することはできないということもありまして、なかなかその辺  
が微妙で、まだ接種券をもらって、受ける意思があるかないかわからないのにどん  
どん来て、手続きをしますよというのもどうなのかなということで、非常に微妙な案件  
であったかなと思います。その中でも今、庁舎内がどうこうという話もありました  
けども、今回については、非常に私が聞いている範囲では対応があれもこれもできな  
かった、本当に困った人が役場に行ったらできるというようなことで、非常に安心感  
を与えたのではないかと、今までは、なかなか役場ってなるべく行かないで事を終わ  
らせてしまおうというタイプの方が多かったように感じていたのですが、今回は初  
めから自分で頑張ろうというのではなくて、もう役場に行ったらやってくれるみた  
いな感じで、とりあえず行こうという人の声も何件かお聞きして、やっぱり自分のでき  
ることと、それからちょっと手伝ってもらおうことなんかは、これから高齢者というか、  
いろんなことをやって行かなきゃならない段階で、一つ違う意味でのわかりというか、  
何でも我慢しないで、ただ困ることでも何でもかんでも役場に殺到されると困るのか  
もしれないのですが、今回のことで非常に窓口の対応を含めて町民との距離みた  
いなのが縮まったかなと思いますので、その縮まりは高齢者だけに限らず、今度のと  
ころは結構いろんなことができる層になるので、あまり心配は要らないのかもしれま  
せんけども、同じような今問題点があったところは、改善をしていただければ

など思っています。

それから、ほぼ現在進行形だったり、ある程度の方が接種を終えているということなので、今後については、やはり国のいろんな今回のワクチンはこんな方法でということ厚労省が言われているようなところでは、まず医療従事者とか、それから高齢者なんか自治体によっては細かく対応しているところもあって、そういうのがもしかすると、津別町でもっと来なければあまり殺到しなかったのかなという思いもあるのですが、その辺はよくわかりませんが、高齢者で65歳で一斉にするところもあれば、そこも人口規模とかそういうことなのかもしれないのですが、後期高齢者の辺でちょっと区切りをして、さらに年齢の高い層にはお願いしたりとか、そんなようなこともあったかと思います。そういうことが毎日のようにいろんなところで報道されるので、どうなんだろうというふうに思う人もいるかと思いますが、今回は、この結果については、受けられない人の気持ちを逆なでするようなことがない上で、現状ここまで来ているというようなことが必要かなと思います。

2日ぐらい前に道新に出ていたのですが、ワクチンの接種状況を町のホームページで載せるということもあって、一長一短あるかなというふうに思いました。それで、いろんな選択肢があるかなというふうに思うのですが、一方では7割ぐらい受ければ大丈夫という話もあって、ニューヨーク州では7割接種できたので、もうちょっと緩んでしまうみたいなこともあって、外に行ってマスクを外すとか外さないとか、でもここではどうこうするとか、そういうのがありました。大分期間が長くなってきているので、あわせてそういう状況も逐次何らかの形で出していただければありがたいかなと思っています。その辺のところは現状どんなふうに考えておられるのか聞きたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） まず、これまでコールセンターに電話がかかりづらかったことは町長のほうからお話させていただきましたけれども、このようなことになるというのは想定できていれば、また対応が違ったのですが、初めは皆さん副反応を恐れてなかなか打たないのかなという想定もありました。またコールセンターがこのようなことになるというのは、おそらくいろんな自治体も想定がそこまでで

きていなかったのかな、できていれば違う対応になったのかなと思うところでもあります。言い訳ではなく、そのようなことで日々改善していきながら取り組ませていただいたということでもありますので、よろしくお願いします。

それと、その後の対応で窓口対応をさせていただきましたけども、窓口対応をさせていただくにあたっては健康推進係だけでは対応できませんでした。電話がじゃんじゃん鳴り、窓口にもお客さんがたくさん来るということで、町長、副町長にもお願いして全部の課から応援の手を貸していただいて、何とか乗り切ったということですので、本当に職員の皆さんにも感謝させていただきたいと思います。そのようなことで、一般の高齢者の皆さまにもいろいろご不便をかけたことは申し訳なかったのですが、今後64歳以下の皆さんに対応するにあたって、年齢的にはネット環境に精通した方々が多いということで、高齢者の方々とは違うとは思いますが、窓口対応を引き続きしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

それと接種率がほぼ9割に達しているということで安堵はしていますが、これが働く世代の皆さんになると、仕事との関係もあるということで、順調に伸びていただくことを期待していますが、そうならないこともあるかなということは念頭に置きながら、今、準備を進めております。しかしながら、日々ホームページの人数を更新するところまでは人手の問題もありまして、今のところ考えておりません。ただ接種した情報が1番早く反映されるのが、今、津別病院さんになるのですが、逆に津別病院さんのホームページで接種した累計みたいなものを出していただいておりますので、そちらのほうも見ていただければと考えているところです。

いずれにしましても、今後64歳以下の皆さんに移行していくという流れになりますけども、できるだけすみやかに安全に打っていただけるような、そういう体制、PRも含めて細心の注意を払いながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 今、たくさんの職員の方の応援があったり、あるいは病院関係のあったりということで、それと非常にこのコロナに対する恐怖感みたいなのが結構高くて、そういうことでとりあえず受けようという人が思ったよ

り多かったみたいなどころもあったんですけども、いろんな職員、担当外の人からの力も借りながら進めてきたということも聞いてみてわかった範囲もあったんですけども、大変なご苦勞をされながら今日までできていたんだなということが見受けられました。

それで次の低年齢のところ、先ほど12歳になると保護者同伴とかそういうようなことで、これは、この次に向けてということかなと思いますけども、それも小さな町とかテレビ報道ぐらいですけども、高校生ぐらいでも受けているところがありますので、それともう一方、大学生だとか結構出てくる人、若い人は副反応が云々で私は受けませんなんて堂々と言っている人もいますので、一息ついたときに今さらですけどもワクチンの大切さというものを何かでお知らせできる面があればいいなと考えておりますので、今考えていることがあれば言っていただき、そうでなければ、いろんなところでいろんな報道がされています。それで、その中で新規とかそういうのがあって、お伝えしたほうがいいと感じるものがあれば、広報だと1カ月単位になってしまいますので、重要なお知らせは逐次できるような態勢をとっていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。この件であればお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今までも見た方もいると思ひますけども、空きが出てきたりとか、そのときに急遽自治会の回覧を活用させていただいて、何日と何日に空きがありますということでお知らせしたりということをしていきますので、適時、もう大分やり方がわかってきていますので、順次そういう形でできるだけ伝えるような形をとっていきたくと思ひます。あとは受けるか受けないかは本人の意思になりますので、そのところは無理くりということにはなりませんけれども、進めてまいりたいと思ひます。

今、ファイザー製のワクチンが12歳までと下がってきたものですから、これも国の流れを見ていくと、5月31日、厚生労働省の専門部会のほうがファイザー社のワクチンについては、年齢を15歳に引き上げたということが報道された後、今度は6月8日には萩生田文部科学大臣が、まずは高齢者であって、次が基礎疾患のある人の接種を優先していくことに留意してほしいと、そして発達段階の子どもたちは体の大きさに

関係なく、大人と同じ量のワクチンの量でいいのかと、そういう国のほうで厚生労働省の話と文部科学省のほうで、ちょっと微妙なニュアンスの違いなんかも出てきて、そうすると困るのは、接種の対応をしている自治体や病院のほうが大変困る状況になってきますけども、その辺はちゃんと整理をしながら、多分12歳からになっていくと思っていますので、そういう形で進めていきたいと思えます。

ただ一方では報道もされていますけども、子どもを殺す気かみたいな、そういうことが市町村役場にどんどんどんどん電話が入ってくるという、そういうことも報道されているところですし、またネット上ではワクチン接種の上手な断り方というのがかなりの量で溢れていたりします。いろんな意見とか、ものの考え方がありますので、そういうことも全く頭に入れないということではなくて、そういうこともあるなということできざま対応をしてみたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 今、担当の方からと町長のお話を聞いて、見方がさまざまあるというのは私も承知をしています。やっぱり子どもがみずから私はこのワクチンを打ちたいと言うのかどうかその辺のところもわかりませんが、できるだけそういうことがないのと、子どもが結構ある時期コロナウイルスにかかるというのが出てきて、そこでまず子どもにかからないようにするのが大人の責任かなと思ったときに、高齢者ばかりでなく、あるいは医療従事者だけではなく、子どもと接する仕事をしているところの人にもちゃんと早めに打ってもらわなければならないんじゃないかなというふうなことを思ったところなんです。そして、まだ受けていないんだけど、受けたほうがいいという話になったとかならないとかということもあって、ほぼそういうところは、学校の先生とかこども園とか、いろいろ子どもと接するところはまだまだたくさんあると思えますけども、津別町は、そのところは学校関係者というのでしょうか、その辺のところはどうなのかだけちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） 子どもさんに接する方々の、できれば優先的な接種というのは、高齢者の方が始まった段階から非常にテーマになっていましたけども、

高齢者の方の接種意欲が非常に高く、なかなかワクチンが余らないというところがありまして、どうしようということで進んできました。ただ接種が進んでいくにしたがいましてワクチンも足りそうだと、高齢者の方々もほぼ希望する方はいい段階打てたのではないかということが見えた段階につきまして、判断としましてこども園、小学校、中学校、学校関係者の方々、あと児童館関係、子どもに接するの方々、あとエッセンシャルワーカーといわれるような職種の方々、この方々はちょっと先に打っていただいたほうがいいのではないかという内部的な判断もありまして、先だって1回目の接種だけ打たせていただきました。3週間後に2回目というふうになるかと思えます。働く世代の方々に先立って打たせていただいたところでもありますけども、子どもの命を守るというところも堅持いたしまして、先立って打たせていただいたということです、この場を借りて報告させていただきます。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] いろいろ考えられることは、多分、全て手は打たれているだろうと思います。さっきちょっと町長の話で、全く反対の情報もあるということは承知していますけども、それはそれとしてというか、そういうところで電話がくると対応にもご苦労されているのかなというふうに思いますけども、平均的なところというか、そういう感じである意味柔軟に対応ができるところは柔軟に対応をしながら、そしてできるだけワクチン効果というか、そういうのが上がるような接種に向かっていただきたいと思います。

もう一つ、打たない人のところでは、学校なんかでは僕打った、私打たないというのが、それも見方なんだろうと思いますけども、そんなことが差別につながるだとか、あるいは職場でもそうかなと思ったのですが、職場なんかでも打ったとか打たないとか、そういうことがあるということで、それは、どこでそういうことがないようにしていくということは非常に難しいと思いますけども、そここのところの最後に書いてあったのは、このワクチンの接種というのは強制ではなく努力義務、今回はそういうことになっているということを忘れないようにということが書かれていて、そういう見方もあるのかなと感じたところです。

高齢者の中でも9割ということですから、ほぼ多分何らかの事情があるんだろうと

思います。それと、また一通り終わった段階で打っていなかった人も気が変わるということもあるかもしれないので、その辺のところは逐次タイミングを見計らってお知らせをしていくこと、最初、結構もうつながらないなら打たないと乱暴な感じで言われた方もいらっしやったので、そうでなくてすればいいし、手伝ってあげると言ったらそういう人もいるということなので、一通りというか7割が過ぎたらあとはということではなく、ちょっとしたことで変わるということもあるかもしれませんし、体調が急に不良になってその日受けられなかったとか、そういう細かなことですが、そういう対応がきっとわかるだろうと思いますので、その声かけは何ら問題ないんじゃないかなと思いますので、十分考えた上で、その辺のところもよろしくお願いをしたいと思います。

ワクチン接種は結果だったので、以上のことを踏まえて次の質問をしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時 13分

再開 午後 4時 25分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕 二つ目の質問に移りたいと思います。

ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を与える本来大人が担うような家庭の障がい、病気、精神疾患のある保護者や祖父母の介護や、年下の兄弟の世話をすることで、みずからの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子どもたちというふうに定義されております。これもよく報道を見て、国で何パーセントという数字が出た場合には、必ず津別町もゼロではないというふうに想定をし、今回、質問することにしました。これは厚生労働省と、子どもですから文部科学省が昨年12月から今年1月にかけて実態調査を行ったということであり、その結果、マスコミ等で報道されている数字に衝撃を受けました。中学生の5.7%、何人に1



人という数字もありましたけども、高校生の4.1%、定時制高校では8.5%、通信制では11%というふうに出ています。また、これらの子どもたちが相談したことがないという生徒が中高生でも6割を超えているというような状況でありました。

まず本町では、この実態というか調査をしたか、あるいは、このようなことを把握しているのかということが1点です。

もう一つ、ヤングケアラーと思われる人がいた場合の相談の窓口をどのように考えているか、2点についてお尋ねします。

よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、ヤングケアラーについてお答えをいたしたいと思えます。

はじめに、津別町での実態についてですが、令和元年に子どもが家庭内で介護の一端を担うケースが高齢者相談係から報告されたことから、関係機関で個別ケース検討会議を何度か開催いたしまして、家庭内の情報を共有して役割分担を行い、連携して家族に対応して問題の解決を図った事例があります。

ヤングケアラーに関する実態調査につきましては、昨年12月から本年1月にかけて、厚生労働省と文部科学省が全国抽出により実施していますが、本町においては小中高のいずれも調査対象にはならず、また町独自のアンケート調査なども行っておりません。

今回、議員よりご質問がありましたので、改めて教育委員会から小中高に対し、両親、祖父母、兄弟の世話や介護によりまして、学校の登校に影響があり、遅刻や休みになったり、部活動が行えなかったりしている児童、生徒がいるかどうかについて問い合わせをしたところ、現時点ではいずれの学校も該当者なしとの報告を受けているところであります。

次に、ヤングケアラーに対する相談窓口についてですが、現在、各関係機関の協力体制が定着しており、よい形で連携がとれております。保健福祉課や教育委員会などでの日常業務を通して実態を把握した際には、子どもだけの問題にとどまらず、さまざまな家庭問題が複雑に絡んでいますので、情報をキャッチした場合、あるいは相談

を受けた場合は、当該者や家族の聞き取り調査を行い、ケース会議を開催して具体的な対応を進めていくこととなります。

なお、児童・生徒という観点からすれば、ケアラー問題に限らず子育てなど子どもに関わるものは、要保護児童対策地域協議会が中心となり対策を講じることとなりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原真稚子さん。

○1番（篠原真稚子さん）〔登壇〕 今、町長のほうから答弁がありました。非常に数が多いかどうかという点では、何パーセントがどうこうということは非常に判断のしづらい問題であり、こういう割と表に出ないというか、そんなことがあって、子どものことだけ見ていればわかるということでももしかするとないかもしれないので、複合的にやっていく中で一つ事例があったときの対応の仕方が今お話されたので、そういうふうにしていくよりほかに方法がないかなと思いますけども、一つこの中では、やっぱり定時制だったり、通信になると割合が高いということは、そういうことが原因で全日制に行けなかったということなのかもしれないので、数字に限らず、やっぱりそういう状態に置かれている子どもがいるということで、子どもの生活環境に今のところはないという報告であるということでありましたけども、きめ細かな連携をしながら、津別町でそういう子がいた場合のサポート体制ができるようにしていければということと、ここの担当の副大臣もおっしゃっていましたが、数字に非常に衝撃を受け、そして新たなこのことに関する委員会等も立ち上げているというような報道もありました。やっぱり子どもが子どもでないような時間の過ごし方というか、それはどこまでというのがあって非常に難しいのですけども、事例の中の一つには、下の子どもの保育所のお出迎えというか、連れて行けばちょっと遅刻するかもしれないし、迎えに行かなきゃならないような状況であれば部活に影響するかもしれない、そういうようなことも含めてたくさんの事例、こういうのが入ります、こういうのも入りますというふうにいけば、それは一概に言えない問題もあるかもしれないので、さらに津別町で生活していく子どもたちが大人みたいな負担で1日を送ることがないような環境づくりのために、大人である我々や学校や地域がきちんとした見守りをし、こういう子どもたちがもっと軽く地域で関わっていけるようなものがあるのかないか

も難しいところかと思えますけども、表に出ないということも頭に入れながら、出現に力を入れてくださいというのはおかしいのですけども、何らかのシグナルが出ているような、最近遅刻が多いとか、そういう細かなところからキャッチできるようなそのような体制をし、子どもは子どもらしく育っていけるような環境を大人がつくっていけるようにできればと思っていますので、その辺のいろんな働きかけなんかをこれからも増やして行っていただきたいと思っています。

一つ事例があったのも、高齢者からのというか当事者はなかなか言えないということがありますので、いろんな組織が一括して相談をし合うような体制がとれていくのかなと思いますので、そのこのところ今までは割と縦割りみたいなことがあって、なかなかつながっていかなかった部分もあったかなと感じるところもありますので、幅広く連携し合いながら、きちっと子どもたちに目がいくようになっていけばいいなと思っていますので、今後、このような事案が出たら、こんなふうに進めていきたいとかというのが具体的に何か考えているものがございましたら話をさせていただきたいと思っています。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 具体的にといいますか、町のほうでは、例えばそういうヤングケアラーが仮にいとすれば、学校の先生がまずこの子なんかちょっと最近変だなとか、あるいは、いつも例えば保育所であればお兄ちゃんがよく迎えに来るなとか、何かそういうことというのは目に見えてわかると思います。そういうふうにしてわかっていくケースもあるでしょうし、また高齢者の関係の対応から話をしていくうちに子どもとも関連性が出てきたとか、そういう実態がわかっていたり、そういうことというのは、いろいろ例えば障がい者の方との関わりの中で、そういう実態がわかってきたとか、そういういろんなことが切り口はさまざまあるかと思えますけれども、そのどれについても協議する体制が私から見てもしっかりしていると思っています。

1件、令和元年にありましたということでお話ししましたが、具体的にお話しすることはできませんけれども、具体的に話をすれば、そんなにきちっとした対応をとっていたんだというのがわかっていただけるかと思えますけれども、言えば個人が

特定されていきますので、それは申し訳ないのですが、そういうことがあったということでご了解いただければと思います。

それぞれ役場の中の担当が、それから社会福祉協議会だとか、学校だとかさまざまなところから情報が入れば、すぐにケース会議が開かれるような状況になっておりますので、対応は事前キャッチも含めてできるのではないかというふうに思っているところではあります。

今回、ヤングケアラーの国の実態調査を見ると、私のイメージとしては、何かおばあちゃんとかおじいちゃんとか、そういうところが1番多いのかなというふうに思っていたのですが、中学校を見ますと、兄弟に対してが61.8%で、高校生は兄弟に対して44.3%で、圧倒的にじいちゃん、ばあちゃん、それから親に対してではなく兄弟に対するヤングケアラーの対応というのが非常に多いというのが実態としてわかりましたので、こういうことも頭に入れながら何か察知をすることがあれば、その子どもたちにアンケートでも中学生も高校生も何に1番困っているのかということ、自分の時間が取れないというのが両方とも1番多くなっておりますので、そういうことに少しでも力添えになるような、対応できるようなことを進めてまいりたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕 今、あまり兄弟が少ないから兄弟を見るというのはどうなのかなと思いますけども、世代間なんかで自己中心というか、そういうので兄弟の送迎みたいなことまでがここの中に入るのかなというふうに、そんなのは兄弟だったら当たり前じゃないかみたいに思っていた部分もあって、それが育てられてきた環境とか、そういうことで受け止め方が違ってきているのかなということも読んでいく中では感じました。

今、1件あった対応等については、十分な体制が整っているということで、違う意味で津別では、もしそういうことがあっても学校は学校なりにそういう子どもの発見をきちっとできる、あるいは保育所等とか、あるいは職員間というか仕事をする中で連携がとれているというふうなお話ですので、この点については安心をしたというか、いつ、どこで、どんな形で出てくるかわからないので安心できるということでは

ないのですけども、そういう体制が整えられているということは、出てきた子どもたちにとってもありがたいんじゃないかということですので、引き続き、そういう体制を保っていただけるようお願いをしたいと思います。

それから相談体制も多分そういうことですので、まず聞いてみて、それから感じたことをお話ししたいと思いますので、まず学校で子どもたちがと先生からお話があったとか、あるいは保育所の先生からお話があり、まずどこに行って、次はどんなふうに進めていかれるのか教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 個別にそれぞれ教育委員会だとか、あるいは社会福祉協議会、役場の保健福祉課だとか、そういうところが中心になって検討会議を開いたりするわけですけども、先ほど言いました津別町要保護児童対策地域協議会、これは教育長が協議会の会長ですけども、事務的な部署といいます調整機関としては保健福祉課が担当することになっておりますので、何かあったときには保健福祉課のほうに相談があるそういう人がいれば言ういただければ、すぐ聞き取り調査に入って話をしていくことになると思います。大体、保健師さんも含めて日常活動をいろいろやっておりますので、そういう状態というのはキャッチできるケースがほとんどであるかと思えますけれども、あればすぐに担当者会議が開かれている状況に、例えばDVの問題もそうですし、そういうことが発覚すれば、すぐ対応するような形になっていますし、中には兎相も来るような形もとれておりますので、そこは、わかり次第、さまざま解決に向けて行動していくということでご承知願えればと思います。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） 〔登壇〕 今、要保護児童対策地域協議会の話等もお聞きしました。相談というのは出向いてするのが非常にしづらいとかそういうのがあって、子ども向けはいろんな電話による相談というのがあったりするのですけども、さまざまなのは電話で受けられるような、DVなんかもそうですけども、例えばちょっとわからないのですけども、子どもたちが相談しづらいというのは、そこに行きづらかったのか、全く違いますけども、学校のいじめやなんかも電話相談とかそういう受けるところでは電話を受けていたのが、実際には学校につながっていなかったとい

うこともあったりしていたので、もし何かあった場合のそういう相談窓口というのは津別ではどこにまず1回目相談する体制になっているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） あまり難しく考えないで、学校の子どもたちの問題だったら教育委員会のほうに電話をしてみるといいことだと思いますし、そういう福祉関係の問題のほうが強いなということになれば保健福祉課のほうにとりあえず電話をしていただければと、そこから先は中の機関としての動きになっていきますので、それでいいのではないかと思います。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] ヤングケアラーに対しては体制が整えられているようですので、あとは困ったことがあったらどこどこに相談してみてくださいとか、よくフリーダイヤルなんかもあります、子どもの相談窓口とか、そんなことがどうなのか、あるいは今は学校のお知らせなんかもメールを使うとか、そんなようなことになっているので、一方的にメールで5時間目は授業がありませんとか来るけども、こっちが言いたいことは送信できないとか、そんなふうになっているように言っていた人がいるのですけども、何か相談事もそんなようなことで現状、受けられるような体制になっているのかどうかだけ確認して終わりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 学校のほうからは、常に相談事がある場合は学校のほうに連絡をくださいということを保護者のほうに常に情報提供をしておりますので、心配事があれば担任のほうに電話がいくということで整えております。メール等で相談するということまでは至っておりません。

○議長（鹿中順一君） これで一般質問を終わります。

#### ◎延会の決議

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長(鹿中順一君) 本日はこれで延会します。

明日は午前10時に再開いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時45分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員